

司会(島田主幹)

< 1 開 会 >

本日は、ご多忙のところ、第2回福島県復興計画検討委員会にお集まりいただきありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部復興・総合計画課の島田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、ただ今から、第2回福島県復興計画検討委員会を開催いたします。

司 会
企画調整部長

< 2 企画調整部長あいさつ >

はじめに、企画調整部長からごあいさつを申し上げます。

企画調整部長の野崎でございます。

本日は、皆様、お忙しい中、第2回復興計画検討委員会にご出席をいただきまして本当にありがとうございます。

9月26日の第1回の復興計画検討委員会、3つの分科会で、皆様には活発なご議論をしていただきました。この間、国のほうでは第3次補正予算が衆議院を通過したというようなこともございました。その中では、本県の原子力災害復興基金ということで約3,800億円の予算が計上されているというお話も聞いております。具体的な細かい中身につきましては、まだ精査中でございますので詳しいことはわかっておりませんが、本県の中小企業に対する対策、あるいは新たな企業立地に対する対策、それから、環境創造のためのセンターの設置等、さまざまな予算が盛り込まれているというふうに理解をしております。国のほうの動きも併せまして、本県の復興に向けた動きが、少しずつではありますが進み始めたというふうに感じております。

本日の検討委員会におきましては、これまで分科会でご議論をいただいた内容をもとにたたき台の修正案をここでご審議いただく、それから、重点プロジェクトについてもご審議いただくということでございます。本当に限られた時間の中で皆様にご議論いただくということで大変ご無理なお願いをしておりましたが、本県の復興に向けて貴重な議論をしていただいたと思っております。

私、先週の金曜日でございますけれども、福島大学で「ふくしま会議」という、これは県立博物館の赤坂先生、玄侑宗久さん、それから福島大学の清水副学長さん等々が、福島県の復興に向けてさまざまな分野の方々の意見交換をしようということで、先週の金曜日、それから土曜日、日曜日は現地に入っている議論をするということで開かれた、完全に民間、皆様ボランティアの会議でございました。

金曜日はそのオープニングの全体会ということで、福島大学で午後1時半から5時半近くまで活発な議論がございました。私も最初から最後まで聞かせていただきましたけれども、やはりその中で、県内におられる小さいお子さんを抱えたお母さんの悲痛な声、それから、浪江町の酪農家の方でしたけれども、まだ100頭以上の牛を殺処分できないで苦しんでいるのだというような悲痛な声、いろいろ

司 会
鈴木会長

るな声がございました。私ども復興に携わる行政の一員として、本当にまだまだ足りない部分があるということを改めて考えさせられた時間でもございました。

立ち止まっているわけにはまいりませんので、県の復興計画を県民の皆さんにお示しすることによって、県内外に避難されている県民の皆さん、それから、ここで頑張っておられる県民の皆さんに、福島復興の姿はこうあるべきだということを一日でも早く力強くお示しできるようにと思っております。

皆様には大変厳しい重荷を背負っていただくということで大変申しわけございませんけれども、どうぞ今日の会議も活発な議論をいただきまして、本県の復興計画がよりよいものになるように議論をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

< 3 会長あいさつ >

続きまして、鈴木会長にごあいさつをお願いいたします。

改めまして、お忙しい中、皆さんにご出席いただきましてありがとうございます。

なんだかんだいろいろやりながらも8カ月が過ぎてしまいました。あっという間だったというもおかしい表現だし、非常に長い道のりをたどってきたというのもまたおかしな表現だし、複雑な思いであります。

先ほど企画調整部長さんのほうからお話がありましたように、9月26日に第1回の検討委員会、その後、復興に向けた主要施策について具体的な取組み、あるいは主要事業を中心に議論するために3つの分科会に分かれて議論してまいりました。

1つが「緊急的対応」と「原子力災害対応」、もう1つが、「未来を見据えた対応」の中の「産業の創出」と「再生可能エネルギーの飛躍的推進」、さらに3つ目が「未来を見据えた対応」の中の「子ども・若者の育成」「地域のきずなの再生・発展」「災害に強い社会づくり」であります。

分科会では皆様に熱心にご議論いただいたと聞いております。皆様に感謝を申し上げますとともに、座長として取りまとめをいただいた高橋委員、伊藤委員に改めて感謝を申し上げたいと思います。

先ほど、これもごあいさつがありましたように、8カ月を過ぎて、いよいよ県内の多くの市町村が独自にそれぞれ復興に向けたシナリオを描きつつあります。私もいくつかかかわったりお話を聞いていると、実はこの8カ月という重みに悲鳴を上げている住民の方々の声をたくさん聞きます。今ほどご紹介されたように、浪江町の復興計画に私もかかわっているのですが、最近公表されたので公開しているのでしょうけれども、日本テレビで扱っているあのDASH村、あれは浪江町原発から20キロから30キロ圏内にある津島地区というところに存在しているわけですが、実はこの原発の災害の後、浪江町の人たちは、放射線量が北西の方向に一番流れている、この津島地区を、山木屋を、その経路をずっと避難しているわけでありまして、なぜこの事態に正確な情報が流れ

なかったのかということを含めて、私たちは反省させられることがたくさんあります。あるいは、その人たちの健康に対するこれからのケアだとかそういう問題がたくさんあります。

復興計画を立案しながら、町民の人たちの意見はこういうことであります。赤裸々に申し上げますと、私たちは3年間は何とか石にかじりついても我慢する、頑張るけれども、それ以降は頑張れないかもしれないということが一人一人から出てくる。要は、3年間で町、県、国が何ができるのかを示してくれ、こういう復興計画にしてくれということが率直な意見でありました。それが、例えば町民の人たち、浪江町の人たちの気持ちをつないでいく実は大きなメッセージになるのだということをお聞きしました。

さらに、先日、私は相馬の市長とお会いしました。相馬の市長はお医者さんですので、私は、彼の目線というのはなるほど医者だからこそ言える目線だなと思ったのは、もう8カ月がたっている。そうすると、彼はどういうことをメッセージとして送っているかということ、次の犠牲者を出さないことが重要だと言っている。彼はまた、それをひしひしとどうも感じているらしい。それで、そのための健康に対する配慮であるとかそういうことについて、実は立谷さんは一生懸命考えておられるというのが、お話を聞いていてわかりました。

私は今、福島県だけではありません。多分、避難している地域の人8カ月が過ぎて、心のケアをしないとぶち切れるなというある種の不安を持っていて、そのためのケアというのはどこまで進んでいるのだろうか、こんなことをちょっと心配したり、緊急的な対応としてもっともっとスピード感が必要だなというふうに思ったりしています。

いずれにしても、県下の実際の被害を受けた自治体でも、独自のそれぞれの復興計画を立案し取り組んでおられて、私たちの福島県の復興計画、あるいはその前の復興ビジョンというものが、さまざまな格好でそれぞれの市町村のほうでも参考にさせていただいたりしているのではないかと思います。市町村の復興計画にもさらに役立てられるような内容に私たちの議論が反映できるようにしていく必要があるなというふうに思っているわけであります。

本日、第2回目の検討委員会ということですがけれども、当初予定をしていなかったもう一回、今日を含めて2回の検討委員会を通して、福島県の復興を本当に支えるような、そういう計画になるようにしっかりとした議論を進めて行けばいいなというふうに思います。皆様には、県民の視線あるいは目線に立った忌憚のないご意見をいただき、有意義な委員会となるようにご協力のほどよろしくお願いいたします。

冒頭のあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

本日、机の上にご用意させていただきましたもの、福島県復興計画検討委員会の次第、それから出席者名簿、席次表、この3枚と、福島県復興計画（第1次）たたき台、こちら厚いクリップ留めになっていると思いますが、こちらが1冊、

司 会

議長（鈴木会長）

加えまして、復興計画に係る今後の策定の流れというワンペーパー、それから、福島県復興計画検討委員会名簿、こちらのほうをお配りしていると思います。加えまして、参考としまして福島県復興ビジョンの冊子のほうもお配りしているかと思ひます。不足等がございましたら事務局までお知らせいただきたいと思ひます。

では、これ以降は、会長に議長をお願いしたいと存じます。鈴木会長、よろしくお願ひいたします。

< 4 議事 福島県復興計画（第1次）たたき台について >

それでは、ここからは私が議事の進行を務めさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、9月12日に第1回目の復興計画検討委員会が開催されました。そして、委員会に3つの分科会が設置され、復興ビジョンに掲げる7つの主要施策をそれぞれの分科会で分担していただき、その中で具体的な取組み、主要事業について、2回にわたり議論をしてまいりました。私は第1分科会の座長をしておりましたが、第1分科会の中でも非常に活発な議論が出されました。他の2つの分科会でも同様にさまざまな意見が取り交わされたと聞いております。委員の皆様のご協力に改めて感謝を申し上げます。

早速議事に入りたいと思ひます。本日の議題は、皆様のお手元の次第にありますように、「福島県復興計画（第1次）たたき台について」ということになっております。資料をご覧いただくとおわかりのように、今まで分科会ごとに分かれていた具体的な取組みや主要事業が1つになっており、重点プロジェクトや地域別の取組みについては内容が補強されております。また、目次や前書き、復興の実現に向けた考え方などの項目が加えられていて、計画書の形にまとめられております。

2回目の分科会で説明がありましたとおり、全体会は本日を含めて2回予定されております。2回の会議で復興計画の素案というような形まで取りまとめていきたいと思ひますので、改めて皆様のご協力をお願いしたいと思ひます。

そこで、本日の進め方ですが、ご覧のとおり内容が、この目次を見ただけでも大変広範囲にわたって盛りだくさんになっております。そこで、全体を大きく3つに分けて議論を進めていきたい、こんなふうに思っております。

皆さんのお手元の計画書、たたき台の目次をご覧ください。表紙の裏側です。3つの部分というのは、今日は時間系列で3つに分けて議論をしたいということですが、まず最初は「はじめに」から「主要施策」の「具体的な取組みと主要事業」まで、ページでいうと、これは1ページから108ページまであります。ここまでを一区切りにさせていただきたい。それから、2番目には「主要施策」の「地域別の取組み」、これについて2つ目のくりにさせていただきたいと思ひます。3つ目のくりが、「復興の実現に向けて」、こんなふうに議論を進めたいと思ひます。何分多岐にわたっておりますので、このように3段階に分けて議論をさせていただくということによろしいでしょうか。

議 長	<p style="text-align: center;">〔「異議なし」という声あり〕</p> <p>では、そんなふうに進めさせていただきます。</p> <p>まず、それでは順番に、の「はじめに」から、の「主要施策」の中の 番目、「具体的取組みと主要事業」についてです。これについて、まず、このたたき台をもとにして事務局のほうからご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>それではご説明いたします。復興・総合計画課、松崎と申します。どうぞよろしくお願申し上げます。</p> <p>それでは、まず初めに、資料の計画の前に、復興計画に係る今後の策定の流れというワンペーパーをご覧いただきたいと思います。これは各分科会でもご説明した資料と全く同じものでありますが、確認のためもう一度説明させていただきます。</p> <p>今回の復興計画の主要施策については、大きく3部構成にさせていただいております。1つは「具体的取組みと主要事業」、これは復興ビジョンを項目ごとに具体化したものであります。それから2つ目、「重点プロジェクト」ということで、1の具体的取組みと主要事業のうち、特に重点的なものを抜き出しております。これだけ見て全体の概要がわかるような資料にしたいというような趣旨でつくってございます。それから3つ目が「地域別の取組み」ということで、県内を5つの地域に分けてそれぞれ特徴的なものを抜き出していると、そんな構成にさせていただいております。</p> <p>先ほどから何回かお話に出ておりますけれども、今まで2回分科会をやりまして、そのときには主として1の「具体的取組みと主要事業」についてご意見をいただいております。今回はその修正版も見させていただきますけれども、それに加えて、その「具体的取組みと主要事業」をもとにつくりました「重点プロジェクト」と「地域別の取組み」についても、本日ご説明をしてご意見をいただきたいと考えております。この後、今日の第2回の検討委員会においてご意見をいただいて、さらに修正を加えて、来週末あたりに第3回目の検討委員会を実施して、素案という形で取りまとめ、パブリックコメントのほうに出していきたい、このように考えているところでございます。</p> <p>それでは早速、「福島県復興計画（第1次）たたき台」ということでご説明したいと思います。</p> <p>まず、表紙でありますけれども、ここに「サブタイトル（公募作品から選定）」というふうになっているかと思えます。復興計画、いろいろなさまざまな力を借りてつくるという観点から、このサブタイトルを現在公募しております。11月11日、先週の金曜を期限に公募しております。現在、消印有効ということで、まだ全体は集計しておりませんが、今のところ120件ほど応募があります。うち、県内からが3分の2、県外からも3分の1ほどのサブタイトルについての応募がございまして、今後選考をして、皆様にもご意見をお伺いしたいというような段階で進めていきたいと思っております。</p> <p>それでは、開けていただきまして、「福島県復興計画（第1次）の構成」とい</p>
-----	--

うページがあるかと思えます。今回の復興計画の構成であります、「はじめに」というところで、計画の趣旨、経緯などを記載していく。それから、復興計画の位置づけをここで記載したいというふうに思っております。

2番目が「基本理念」、これは復興ビジョンと全く同じでございます、3つの基本理念を記載すると。

それから、「主要施策」でありますけれども、まず、「具体的取組みと主要事業」、これは分科会で主に議論したところであります、復興ビジョンに基づく7つの柱ごとに具体的な取組みをまとめたものでございます。それから、2つ目が「重点プロジェクト」ということで、この具体的な取組みと主要事業を踏まえて、12本の重点プロジェクトを取りまとめております。さらに4つの視点でそれらをつくっております、暮らすという視点、それから働くという視点、まちづくりという視点、未来を拓くという視点の4つに分けて重点プロジェクトをまとめております。後でご説明いたします。

それから、3つ目が「地域別の取組み」ということで、それぞれその地域に特徴的なものを取り出して5つの地域ごとに分けております。

最後に、「復興の実現に向けて」ということで、制度であるとか進行管理について記載をしたいと、そんなつくりしております。

早速、1ページの「はじめに」というところであります、まず、趣旨と策定までの経過につきましては読んでいただければということで、ここは省略をさせていただきます。

2ページ、復興計画の2.であります、「復興計画の性格」ということで、まず、復興計画の位置づけであります、丸の1つ目、復興計画につきましては、今回の地震、津波、原子力発電所の事故、風評、そして、福島・新潟豪雨など、今年大きな災害がありましたので、そのような一連の災害から復興に向けての取組みを示すための計画であります。

2つ目の丸、国、市町村、民間団体、企業、県民等、さまざまな主体と力を合わせて行わなければならない。そのために、県が実施するもののほか、県以外の主体の取組みであっても、県がかかわるもの、要請をしたり支援をしたりとかということで、そういうことについて盛り込んでいるということであります。

それから、復興ビジョンとの関係でありますけれども、復興計画というのは、復興ビジョンで定めた3つの基本理念、7つの主要施策に沿って具体的な取組みを示すものであると、8月11日に策定した復興ビジョンを具体化するものということをごうたっているということであります。

3ページにいきまして、県で持っている総合計画との関係でありますけれども、復興計画は総合計画を補完するものである。総合計画で想定していなかった災害が起きました。それに対応するところをこの復興計画で補完をするという考え方でつくっているということであります。

それから、計画期間につきましては、おおよそ10年ということを目標にしていると。

それから5つ目、柔軟な見直しというところでありますけれども、いまだ原子

力発電所がなかなか収束が見られないということでありまして、この事故の収束状況、それから避難区域の変更などを踏まえまして、柔軟に見直しを今後していくということを考えているというものです。

以上の考え方に基づいて、この復興計画をつくっていくということでありませう。

5 ページになります。ここからが「主要施策」ということでもありますけれども、まず最初に重点プロジェクトを掲げておりますが、重点プロジェクトの前にこれまで分科会で議論をしてきた具体的な取組みにつきまして、修正部分を中心にご説明をまずさせていただきたいと思っております。

21 ページをご覧くださいと思います。「具体的取組みと主要事業」になっております。22 ページを開けていただいて、これが今回の具体的取組みと主要事業の構成ということになります。左側、復興ビジョンに掲げて、復興計画でも主にしている7つの柱であります。「応急的復旧」から「原子力災害の克服」、これを3つの分科会に分けてそれぞれ議論いただいたということでもあります。それぞれの項目に丸で小項目を立てております。この小項目ごとに議論いただいたというふうに思っております。ここに38項目ございますが、これを見ていただければと思います。

早速であります。分科会の中でいろいろな意見をいただいて、それに修正を加えておりますが、そこを中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、24 ページであります。緊急的対応のうちの「被災者住居の確保と幅広い生活支援・心のケア」のところではありますが、主要事業のところから上から4つ目のところの上から2つ目、ふるさとの絆情報ステーション設置によるコミュニティの確保ということで、仮設住宅の交流スペースは前からありましたけれども、借上住宅、そういうところに入っている人がなかなか集まるスペースがないということで、この「絆情報ステーション」というものを県内の主要なスーパーあたりにつくっていくというような事業をつけ加えております。

それから、飛びまして28 ページになります。ということで「教育・医療・福祉の維持確保」のところではありますが、上から3つ目の主要事業のところがあります。サテライト校の設置や運営に対する支援の中で、3つ目、サテライト校の教育環境を整備する事業ということで、サテライト校に関する寄宿舎、こういうものの整備をここで追加しております。

続いて31 ページになります。「原子力災害の緊急的対応」、応急的復旧の中の原子力災害の緊急的対応でありますけれども、2つ目の枠、モニタリング体制の強化の中で上から4つ目、サーベイメーター配置をしていくということ、それから、その次の取組み、身近な生活空間における放射線量低減対策ということで、下から5個目、市町村除染対策支援事業、市町村の除染の支援、それから、その下、除染体策推進、これは県で直接する除染です。それから一番下、除染専門ボランティアの派遣、こういうものを追加しているということでもあります。

32 ページをご覧くださいと思います。県民の健康管理の一番下の枠、食品の安全確保のところではありますが、上から3つ目、放射能簡易分析装置整備とい

うことで、住民に身近な役場等の公共施設で分析装置を設置するというものをつけ加えております。

応急的復旧のところは以上であります。続いて、45 ページ、「未来を見据えた対応」のうちの1つ目、未来を担う子ども・若者の育成のところであり。さらに 日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境の整備のところ、一番下の子育て環境の整備のところ、一番下であります。県外に避難している子育て世帯同士の交流を図る事業、こういうものを加えております。

それから、次の 46 ページになります。 のふくしまの再生を担うところ豊かなたくましい人づくりのところでは、一番下であります。項目として、将来のふくしまを担う人づくりの中に、新たに項目として、福島県の将来の産業を担う人づくりのところ、重要だということの意見を踏まえまして、この項目を追加しております。事業そのものについては再掲のところが多くなってはおりますが、この項目を1つ追加しているというところであり。また、

続いて地域のきずなのところ、54 ページ、「地域のきずなの再生・発展」の 避難住民の住環境、社会環境の整備というところ、取組み内容の上から2つ目、恒久的な住宅対策の実施の欄であります。上から3つ目、原発避難市町村の災害公営住宅整備事業に対する支援、それから、その下、被災者の住宅再建支援のための事業ということで、いわゆるここは前回の分科会でも意見がありました二重ローンの対策について何か支援をしていきたいということで、この事業をつけ加えています。

それから 避難住民とともに生み出す地域の活性化のところ、下から4つ目です。避難先での一時就農等を支援するための事業、こういう事業をつけ加えております。

それから、56 ページをお願いしたいと思います。ふくしまの宝を再発見し、磨きかけ、発信する活動の推進の中で、一番下の枠であります。ふくしまをテーマに議論する国際会議などの開催の支援というところのちょうど真ん中ぐらいに、研究ネットワーク支援事業ということで、研究者のネットワークをつくる事業を考えていきたいということをつけ加えております。

続いて、次の項目にいきますけれども、「新たな時代をリードする産業の創出」のところ、64 ページ、 の本県産業の再生・発展の欄でありますけれども、一番下、地域産業6次化の飛躍的推進の中、主要事業の下から2つ目、県産品の流通を拡大するための事業、観光面も含めて県産品の流通を拡大するための事業に取り組んでいきたいということをつけ加えております。

それから、65 ページ、 の新たな社会にふさわしい産業の育成と雇用の創出の欄で、具体的取組みの下から2つ目、医療・福祉機器産業等の推進の中、上段の一番下、創薬分野の研究開発・製品化支援事業、創薬についての産業振興を図りたいということで、こういう事業をつけ加えております。

それからその下です。介護・福祉サービスのところ、福祉・介護の人材育成就業支援事業ということで、福祉人材の確保を図ってほしいということをつけ加えております。

それから、66 ページになります。上の段、国内外からの資金・人材の調達のところの事業のところでありますが、再生可能エネルギーを推進するためのファンドを創設していきたいというところをつけ加えております。

続いて、次の項目にいきいたいと思いますが、79 ページになります。ハード・ソフト両面から防災機能が抜本的に強化されたまちづくりというところの下から2つ目の枠であります。大規模災害発生時に備えた燃料等の備蓄体制の構築、これも大分意見を多くいただいたところでありますが、地域防災計画の見直しの中において燃料等の備蓄・供給体制を検討していくというところをつけ加えております。

81 ページ、自治体間・地域間の連携強化や相互応援による防災力の向上のところ、下から2つ目のところの枠であります。災害時の応援・受援体制の整備のところの一番上、地域防災計画の見直しの中におきまして、広域的な応援・受援体制の構築、そして情報通信体制の強化の検討、これをつけ加えております。

続いて83 ページ、災害時にも安心できる保健・医療・福祉提供体制の構築、一番上の欄であります。主要事業の一番下でありますが、災害時における地域包括ケアシステムの構築の検討などをしていきたいというところをつけ加えております。それから、の下から2つ目、福祉避難所のところでありますが、福祉避難所の指定の促進、その下、福祉・介護施設の相互応援体制の構築の支援、これらの事業をつけ加えています。

それから、次の項目、再生可能エネルギーのところでありますが、95 ページをご覧ください。再生可能エネルギー産業などの飛躍的發展のところであります。上から2つ目の欄、再生可能エネルギーによる発電や熱利用の推進のところでありますけれども、上から3つ目、再生可能エネルギー導入推進のための法規制緩和や制度・システムの整備、そして、1つ飛ばして、再生可能エネルギーを推進するためのファンド、これは先ほどの再掲でありますが、これらを追加しているというところであります。

それから、最後の項目、「原子力災害の克服」でありますけれども、99 ページになります。最初の項目の再掲になりますけれども、のモニタリングの充実・強化のところでは、サーベイメーターの配置、それからの身近な生活空間における放射線量の徹底した除染の実施の中では、真ん中ぐらいですが、市町村除染対策支援事業、それから県の除染対策推進事業、一番下、除染専門ボランティアの派遣制度と、再掲でありますがここにも記載を追加していると。併せて100ページの全ての県民の健康の保持・増進の上から2つ目の段、食品の安全確保でありますけれども、ここにも放射能簡易分析装置の整備というところも併せて追加しているというところであります。

具体的取組みと主要事業についての追加の説明は以上であります。

これらを踏まえて、前に戻っていただいて、6 ページになりますが、「復興へ向けた重点プロジェクト」ということで、12 個の重点プロジェクトをつくりました。項目につきましてはそれぞれの分科会でもお示しをしていたわけなのですが、今日はその中身についてもご説明したいと思います。

まず、そのプロジェクトでありますけれども、12項目を「暮らす」という視点で、環境回復プロジェクト、いわゆる除染、それから、2番の生活再建支援プロジェクトということで被災者の支援、それから、県民の心身の健康を守るという観点の3つ、それから「働く」という観点で農林水産業再生、それから中小企業等復興、特出しとして、再生可能エネルギー推進と医療関連産業集積ということで4つ挙げております。それから、「まちづくり」という観点できずなづくり、それから観光交流、それから、特に津波被災地の復興まちづくりというものを重点プロジェクトとして挙げております。それから、「未来を拓く」という観点で、子ども育成と将来に向けてのインフラ整備というところを出しております。

それでは、それぞれ中身について概要を説明します。

まず、7ページであります。1番ということで「環境回復プロジェクト」です。目指す姿としては、県民のふるさとへの一刻も早い帰還、それから安心して生活できる環境の確保に向けまして、放射性物質に汚染された生活空間、農地、森林などの除染を行います。それから汚染廃棄物の円滑な処理、美しく豊かな県土を回復したいということでありまして、内容としては、まず除染、モニタリングをして生活空間、農地、森林の除染をする。それから、除染により生じた土壌の仮置場の確保、維持管理をしていく。さらに、2番として汚染廃棄物の処理をする。それから、3番として拠点の整備を行うというようなことをプロジェクトとして掲げているということであります。

続いて9ページをお願いしたいと思います。2つ目、「生活再建支援プロジェクト」ということです。あるべき姿としては、被災者が安心して暮らすことができる環境の整備、いわゆる住環境の整備と雇用確保の支援をしていきたいということでありまして、内容としては、まず、安定した生活の確保ということで、例えば資金の活用、相談窓口の設置等、それから、2つ目の住環境の再建支援としては、仮設住宅の整備、コミュニティの確保、仮設住宅等の環境整備、例えば寒さ対策など、それから、窓口は同じですが、二重ローン等の解消へ向けた支援、こういうものを考えていきたい。それから、3つ目が雇用の維持・確保ということで、企業の早期事業再開、それから緊急雇用創出基金活用による雇用の確保、新たな企業誘致、それから避難先での営農再開ということも考えているということであります。

続いて10ページをお願いいたします。「県民の心身の健康を守るプロジェクト」ということであります。目指す姿といたしましては、長期にわたる県民の健康の見守り、これまで以上に県民の心身の健康の維持・増進を図ることによって、全国にも誇れるような健康長寿県を目指していくということでありまして、プロジェクトとしましては大きく4つの視点から、県民の健康の維持・増進ということで、代表的なものとして、県民の健康管理調査、それから地域医療の再構築ということで医療スタッフの確保ということであります。それから3つ目、最先端医療提供体制の整備ということであります。放射線健康障害の早期診断、最先端治療拠点の整備などを進めていきたい。それから4つ目が被災者の心のケア、先ほど会長のほうからも話がありましたけれども、こういうものが重要だということ

とで、こういうものに取り組んでいくということで、この4つをプロジェクトとしてまとめているところであります。

続いて11ページ、これからは「働く」というところでありますが、まず「農林水産業再生プロジェクト」ということであります。目指す姿としては、消費者への魅力にあふれ、安全・安心な農林水産物の提供を通して、農林水産業の持つ力が最大限に発揮され活力に満ちているというところを目指していくということです。プロジェクトの内容といたしましては、まず、消費者の視点から安全・安心を提供する取組みを考えていく。それから、業としてちゃんと生活していける農業の再生、例えば地域産業6次化の推進、林業について、例えば木質バイオマスの利活用。水産業ということで、まずは津波で甚大な被害を被ったインフラ等の復旧などを進めて漁業の再開を支援していくというようなことをまとめているところであります。

12ページをお願いいたします。「中小企業等復興プロジェクト」ということで、目指す姿としては、地域経済の担い手である中小企業等が活力に満ち、新たな雇用の場として収入が確保され、本県経済が力強く発展しているところを目指していくということであります。中小企業の振興、下の枠を見ていただきたいと思います。まず復旧・復興、それから販路拡大、取引拡大、そして、人材育成ということを県内の中小企業の振興として考えていく。併せて、新しい視点で再生可能エネルギーの関連産業と医療関連産業の集積を図っていくということで進めていきたい。

この再生可能エネルギーと医療関連産業については次のページ、13ページの「再生可能エネルギー推進プロジェクト」ということで、特出しということですが、目指す姿としては、再生可能エネルギーが飛躍的に推進され、原子力に依存しない持続的に発展可能な社会となっているというところを目指していく。プロジェクトの内容といたしましては、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大を図るということと、再生可能エネルギーに係る研究開発拠点の整備も図っていく、関連産業の集積も図っていく、併せてスマートコミュニティ等による地産地消の振興を図っていくということであります。

7つ目、もう一つ特出しであります。「医療関連産業集積プロジェクト」ということで、目指す姿としては、最先端の放射線医学の研究や診断・治療技術の高度化などに関連した形で、我が国をリードする医療関連産業の集積地域を目指していくということで、大きく2つ、医療福祉機器産業の集積、創薬の拠点をつくっていき、これらで新たな雇用をつくっていきたいというようなプロジェクトであります。

15ページになります。「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」であります。目指す姿としては、県内外に避難している県民の心がふくしまとつながり、避難されている方々がふるさとに帰還することができるように地域コミュニティのきずなが再生・発展しているということと、震災を契機とした新たなきずなが構築されているところを目指していきたいと思っております。プロジェクト

の内容といたしましては、福島県内におけるきずなづくりということで、仮設住宅等におけるコミュニティ活動、それから、一番下になりますけれども、避難住民に対する情報や交流の場の提供をしてきずなづくりを深めていきたい。それから真ん中でありまして、県外避難者やふくしまを応援している人とのきずなづくりということで、例えば2つ目でありまして、県外における相談・情報提供窓口を設置していく。それから、スポーツや伝統文化、農産物の販売などを通じた交流なども進めていくということにしております。3つ目、右側の四角でありまして、ふくしまにおける復興へ向けた取組みや情報の発信ということでありまして、2つ目、テレビ、インターネットなどあらゆる媒体を使って国内外へふくしまを発信していく、それから、ふくしまをテーマとした会議等の開催や誘致をして、まず福島に来てもらうというようなことを考えていきたいと思っております。

16 ページ、「ふくしまの観光交流のプロジェクト」であります。目指す姿といたしましては、ふくしまの誇る観光資源に一層磨きをかけるとともに、芸術・文化やスポーツ等のイベントを誘致することなどにより国内外から多くの観光客が訪れるようになっていくことを目指していきたいと思っております。内容といたしましては、テレビ、映画などとのタイアップや、食との連携をはじめとした観光復興キャンペーンの実施、それから、会議やさまざまな大会、イベントを積極的に誘致、開催することにしたい。それから、空港を活用した広域的な交流を推進していくということにしております。新たな視点として、ふくしまのことをきちんと伝えるという視点と、災害ボランティアなどを含めた交流によるきずなをつくるということを念頭に置きながら進めていきたいと思っております。

次に 17 ページをお願いいたします。「津波被災地復興まちづくりプロジェクト」、特に浜通りにおいて津波の被害が大きく、新たなまちづくりをしなければいけないということでありまして、目指す姿としては、津波により甚大な被害を受けた沿岸地域において、防災ということに加えて「減災」という視点からソフト・ハードが一体となった防災機能が強化されたまちが生まれているところを目指していきたいということで、内容といたしましては、堤防の嵩上げ、道路、鉄道、土地利用の再編などを組み合わせた「多重防御」によって防災力が向上したまちづくりを進めていく。併せて、防災訓練の強化、防災リーダーの育成などによって防災意識の高いまちづくりを進めていきたいということでありまして。

一番下 復興のまちづくりのイメージということで、堤防だけでなく、堤防の次には防災林だとか防災緑地を置いて、さらに道路や鉄道などを二線堤というような位置づけにして、住宅地を一番海から遠いところに持っていく。これは一つのイメージでありまして、こういうまちづくりをしていきたいということでありまして。

11 番、「未来を担う子ども育成プロジェクト」、18 ページです。目指す姿といたしましては、子どもや親たちが安心して生活ができ、子育てがしたいと思えるような環境をつくっていく、併せて、子どもたちが心豊かにたくましく育ち、ふ

くしまの再生を担っているというところを目指していきたいというところでありまして、プロジェクトの内容としては、子育てしやすい環境づくりを一層進めていくということと、子どもたちに生きる力を育むということの教育をしていきたいというところでもあります。

19 ページをお願いします。最後のところでもあります。「県土・連携軸交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」であります。目指す姿といたしましては、これまで県として進めてきた縦横6本の連携軸、併せて福島空港、小名浜・相馬港の機能強化などをやってきましたけれども、情報通信基盤の強化された新たな県土をつくっていきたいということでもあります。内容といたしましては、浜通りの復興の基盤となる浜通り軸の早期復旧・整備、それから2つ目、浜通りと中通りをつなぐ復興を支援する道路や東西連携軸、これで災害に強い道路をつくっていききたい。そして、福島空港、小名浜港、相馬港の早期復旧・機能強化による物流・観光の復興を支える基盤をつくる。最後に、災害時における情報通信手段の強化も図っていくということでもあります。

20 ページには、道路網ということで、特に、縦横6本はいいのですけれども、中通りと浜通りをつなぐというところで、例えば北のほうから行きますと、115号の東北中央道、それから県道原町川俣線、114号、288号、県道小野富岡線、49号と289号、それから県道いわき石川線が抜けましたが、こういうもので中通りと浜通りを結ぶ軸を強化していきたいというふうに考えているところでもあります。

説明が長くなりましたが以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

冒頭に申し上げましたように、最後に重点プロジェクトのご説明をしていただきましたが、全体の108ページまでが最初の部分で、これ自体が結構長いのですが、とりあえずここまでご説明をいただきましたので、皆さんのほうからご質問やご意見を賜りたいと思います。どこでも結構です。よろしくお願います。

大変ご苦労されたのだらうと思いますので一応敬意は表したいと思うのですが、細かいところでいろいろと気になるところはあります。例えばですけども、医療や福祉を担う人材確保の話が追加されたといいながら、実際、例えば50ページの - 5です。地域医療の担い手云々という話で、やはりここは高等学校の医学部進学希望生徒というところは変わらないですね。多分、事業の性格とかお金のもらいっぷりとか、金を出すところの話があって書き込めないのだらうと思うのですが、地域医療の担い手というのは医者だけではないとは何度も言っているのですが、どうしてもそういう書き方になります。例えばほかにもそういうことがいっぱいあります。ですから、もうちょっときちんと考えてくれないのかなというか、前にも言った事業の性格とか金の出しっぷりとか、その根っこになっている省庁とか担当部局とかというところを超えてやってくれとあれほど言ったにもかかわらず、お役人というのはそんな程度といたら失礼ですが、そんなものなのかなと思いますが、そういう点を1点、指摘をさせていただきます。

その上で、私がお願いをしていることの中で、どうしてもやはり聞いてもらえ

議長

星北斗委員

ないことがあるので、どうしてもこれだけは言って帰りたいのです。これから私が申し上げることは、医療界のある特定の人たちを除いた一般の総意とと思ってくださって結構です。

確かに、高度センターの先進的な医療の技術の開発や集積、あるいはセンターをつくるのが、もしかすると雇用を生んだり、あるいは将来の福島県の一つの産業の基盤になるのかもしれない。それに私は反対をしたり文句をつける気は全くありません。むしろ、そういうことは必要なのだろうと思います。ただ、私は今日、私のところに送ってきた資料の中には、我々が意見を出したものに対する回答というものが含まれています。ただでさえ放射線を浴びて不安に思っている患者さんたちが、今、検査のために放射線を受けたくないと言っている。これは実は全く次元の違う放射線でありまして、意味のある放射線を受けてもらうことは医療にとって必要なことなのです。ところが、既に環境から受けている、あるいは既に原子力の放射性物質を受けている上に、できれば放射線を浴びたくないという意見は早くから出されています。

それについて3つのことをお願いしました。1つは、できれば放射線を使わない例えばがん検診のような新しい技術の開発を考えてくれないかという話を出しています。ご意見を参考にさせていただきますと書いてあったのか何かわかりませんが、とにかくなしのついでであります。

それからもう1つは、県民全体が医療、特にがんに関する検診や医療を受けることに関して、例えばドックにして、今は非常に低い一般人口のがん検診率を、100%を目指すことによって県民のがんや白血病といった病気に対する不安を払拭する、それは非常に大切なことだと思うのですが、これはちなみに市町村事業なのです。がん検診というのはそもそも市町村事業なので、市町村がやるのは応援します、あるいは広報活動や啓発はしますという扱いなのです。もう1つは、がんにかかったときに、それが放射線影響によるものなのかどうなのかかわからないけれども、少なくとも福島県で受けられるがん治療に関しては、先端のものということもさることながら、そこは議論があるのだろうと思いますが、例えば無料で受けられる、あるいは低廉な金額で受けられて、がん治療へのアクセス、これは一般的なものですが、その障壁あるいはハードルを下げてはどうかという提案を、これは第2分科会の中でもしましたし、実はこの記録にとどめるつもりで、ほかの分科会のところにもその件については意見として出させていただきましたが、3つとも無視です。無視といえますか。

あるいは、もう1つ追加的に言えば、放射線機器類が新しくなればなるほど、今一般に言われているものですが、新しくなればなるほど低い放射線量で高い診断価値があるといわれています。しかし、医療機関が、一般的にいえば経済的な理由から、そのリプレースメントに平均8年あるいは10年という期間を要していますので、この際、福島県民が受ける放射線の診断のための機器については、より被ばく線量の少ないものに入れ替えるための補助金制度を創出してはどうか、それを進めるような手だてをとってはどうかということに対しては、既存の医療施設の整備補助金の中で対応しますという答えなのです。

一方で、14ページにはとてもすごいことが書いてあって、云々、云々と書いてあります。創薬拠点、これは文科省が出してきたものでしょう。それから、先端の何とかB N C T、これはお門違いの経済産業省が出してきたものです。これは既に第3次補正の中に組み込まれているものなのです。こういう飛び道具的な、あるいは非常に注目を浴びる、あるいは非常に高額なもので、もしかしたら、もちろん建設業者さんや一部の人たちにとっては非常に価値があることかもしれませんが、我々民間の医療機関、そして、そこにほとんどの県民を我々はそういう意味ではケアをしているわけですが、そういう地べたに近いところでやっている努力についていうと、これまでの既存のものでやります、あるいは地域医療再生基金、これは全部足しても120億です。一方では、この何とかセンターに六百何十億というお金を使いますという計画なのです。県からすれば、くれるお金をもらうのでしょうかけれども、我々からすると、現地における医療を担っている、そして放射線に対する不安を口にする患者さんを目の前にしている私たちにとっては、飛び道具より、やはり私たちが日々使うもの、あるいは甲状腺の検診などをやるために必要な精度の高い機器の普及、そういったもののほうが我々にとってはありがたいです。我々というのは医療技術者ではありません。医療を受ける県民にとってありがたいはずだと思うのです。この何とか療法にしてもかんとか療法にしても、多分、県民で受けられる人ができるまでに何十年かかる。開発されて受けることができるようになったとしても、ごくごく限られたがん、あるいはごくごく限られた病態、ごくごく限られた人たちにしか、実は直接の利益はないのです。ですから、その必要はないとは申し上げませんが、それよりも先行してやってほしいことがことごとく、既存の予算でやります、120億の医療再生基金の中でやりますと書かれてしまうことに、私は落胆を隠せません。

県民健康調査をやる1千億の基金を積んだ、私はそれは英断だったろうと思うし、これは一番大切なことだと思いますから、医療界全体を挙げて、もちろん私たちはそれに協力をするつもりですし、そのことに関していえば、まさにそのパートナーである県立医大とともに我々はしっかりとしたことをしていこう、そう思っているところでありますが、一方で、安心して住めるように、むしろがんになるなら福島県でなったほうが幸せなのだといえるくらいの、そういう医療をしていこうといったときに、何で600億円も800億円もする機械を開発したり研究したりする拠点を整備することが先になって、我々県民一人一人が受ける放射線に対する不安を除去するための本当に小さなお金が無視されるのか、私には到底理解できません。

このことは何度も申し上げました。この間、平野復興相がおいでになられた会議の中でも、私はテレビ会議でしたけれども、そのときに同じことを申し上げました。でも、これはきっとこのまま動くのだと思います。そして、つくるのだと思います。なぜなら、経産省や文科省が予算を取り、そして財務省がその予算をOKするからでしょう。しかし、私たちが本当に望んでいるものに使われないお金を、全国に、それこそ消費税の増税までお願いをしてすべきことなのかどうな

のか、私には到底理解できないので、わかるように説明してくれるか、あるいは、これは国が決めた事業なので県としては言いようがないのだというのであれば、その答えでも結構です。だとすれば、我々がお願いしているそんなに大きな額ではないいろいろなことについて、もう少しよい書きぶりの返事をしてくれてもいいのではないかと、私はそのことだけは申し上げておきたいし、多くの県民にも知ってほしいと思います。ぜひ、今日ここにおいでになっているメンバーの皆さんにもそのことは理解してほしい。私は目の前にいる200万人の県民の健康を守る責任の担い手の一人として、そのことは明確に申し上げたいし、マスコミが入っているのかどうかわかりませんが、マスコミの皆さんにもそこは理解してほしいと思います。場合によっては、私はもしかすると一部の方々を敵に回すかもしれませんが、それでも医療を守る責任者の一人としてこのことは申し上げざるを得ないので、責任のある方から責任のある回答をいただきたいと思います。

議長

ありがとうございました。

特に医療の最前線に直接かかわっている星さんですから、そういうご意見かと思いますが、この点についてはどうしましょう。とりあえず一つずつ担当部局なりにご説明をいただくということでもよろしいでしょうか。あるいは、委員の方々と、今の星さんのご意見と同じ関連のご意見というようなことでご発言なさりたければ、今の点についてお話をいただいても結構です。拡散させてしまうとまずいので、今の点に関して。横山さん、お願いします。

横山委員

ちょっと視点を変えて、この復興計画のそもそもの基本的な性格として、総合計画を補完するものであって、ビジョンは10年間であって、適宜柔軟に見直しをする。全くそのとおりで、そこには全く問題はないと思うのですが、事態はどんどん流動的に変わっています。復興の主体は各種の団体または市町村に広範囲にわたっているということから、当然、全体の情報共有をして、その流動性に対応するための連携をとる仕組みづくり、体制づくり、これが県で大事なのではないかと思います。これは、今年、来年の話ではなくて、永続的に復興プランは長く続くものだと思いますので、まず、そういう場をきちんと設定できるのはやはり福島県だと思いますので、そういう継続的に情報共有し、対応し、連携していくような仕組みづくりをきちんとやっていただきたいというのがまず1つであります。その中で、先ほども出ましたけれども、個々の案件が十分協議されて、福島県総体として納得して同じベクトルで復興のほうに向かえるのではないかと思います。

もう1点ですけれども、先ほど鈴木座長もおっしゃいましたが、3年間どうすればいいのだ、ビジョンを出してくれという住民の声、全くもっともだと思うのですが、これもやはり、10年という長いスパンでもちろん考えなければいけないのですが、例えば1年、3年、10年とか、そういう形で県民の一人一人に見える形でビジョンとアクションを示していただきたい。それを定期的にやっていただきたい。どんな媒体を使ってもいいのですけれども、私は今言ったように、1カ月ごとにこうこうこういうことをやっています、ここまで来ましたが、今後のビジョンはこうですというのが県民一人一人に伝わるように、それで安心につながると

議長

思いますし、そういう全体像を広く県民に伝える。その中から当然また意見が出てくるわけですので、そういう仕組みづくりをぜひやっていただきたいなと私は考えます。

以上、2点です。

星さんのご意見を受けた格好でご発言いただいている部分は、当然ここに書いてある各項目がそのまま固定的でこのとおりでないといけないというのではなくて、今のご発言は、この極めて流動的な事態の中で、こういうところにメスを入れられるものだったら入れる。ある意味では弾力的に運用できる仕組みをつくらないと、ここに挙げたら、これ一発でいきましょうというわけにはいかないのではないかと、こういうご趣旨でよろしかったでしょうか。その項目の中に、星さんが言われたような項目もどうもありそうだという感じなのですが。

星北斗委員

性善説に立てば私はそうだと思います。本当のことを言えば、本来そうであるべきだと思います。総体のお金にヒモがつかずにどかんと県に預けられるなら話はそうかもしれませんが、これは全部ヒモがついているのです。明確に3次補正の3,260億円のうちの六百何十億円はこれこれ、文部省の創薬拠点にはいくらか、その積み上げなのです。ですから、私たちの考え方でこれを変えることはきっとできないのだらうと思うのです。本来であれば3次補正などが通る前でやるべきだったのだらうと思いますが、どうも政治的な力がまさにこれはある。政治的な力が働いて、私たちが地元から要求している声は黙殺され、そして、特定の人たちの発想あるいは、もしかしたら長いこと温めてきてチャンスをうかがっていたのでしょうか。そして、これはチャンスだと思ってお役人がアドバルーンを上げた、そんなものだらうと私は思います。私も役人をやってきたことがあるので、そういうことというのはあるのだらうなと思います。言葉を選ばずに言うなら悪ノリだらうと思います。

ですから、性善説に立てばそうですし、お金を交付金といいますか、一括して国から県にくれるのであれば、黙ってもらっておいて使い道を変えることは可能でしょうが、そうではないはずです。まず、その辺はどうなのですか。県の対応を教えてください。その上で話をするべきだと思います。

議長

よろしいでしょうか。今のようなご発言ですが、ここで事務局のほうからご説明ください。

企画調整部長

企画調整部長の野崎です。

今、星委員からお話ございましたように、国から示された復興のための基金の3,800億円程度というのは、すべてではありませんけれども、多くの部分が用途がそういうふうに決められておりますので、県として自由になる部分、それを全部一括して受けて融通を利かせていろいろやれるというものではないと思います。ただ、県に任されたような部分もちろんございますけれども、基本的には星委員からお話ございましたように、国のそういう目的が大体決められておりますので、簡単にはできないということがございます。

当然、今回の3次補正の対応につきましては、県も復興計画をつくりながらの国への対応ということで、その3次補正の中にすべてが盛り込まれているとは当

星北斗委員

然考えておりません。したがって、知事も平野大臣等に対しましては、これはまず第一歩であるということは念押しをしております。したがって、今後も皆さんのご意見を踏まえながら、県の復興のために本当に必要なものについては引き続き、県の財政は非常に厳しい、非常に危機的状況でございますので、やはり国に対して要請をしていかざるを得ないということがございますから、国に対しては、このようなご意見を踏まえながら、さらに必要なものについては要請をしていきたいと考えております。

これ以上言う気もありませんので私は言いませんが、事ほどさようにこういうことなのです。それは、私ははらわたが煮えくり返るくらいの思いではありますが、国と県の関係はそういったものであろうし、そして、予算のつき方というのは世の中そういうものなのでしょう。それもこれも、今まできちんとしたことを言ってこなかった国民・県民一人一人の責任だろうと思います。ですから、私はそれは、やむを得ないとは言わないけれども、一方的に県の役人が悪いとか国の人たちがどうこうという気はありません。

しかし、現実には起きていることはこういうことだ。私たちが望んでいる地域の一人一人の安心した医療の確保よりも、20年後の誰が使うかわからない先進技術のことのほうが、補正予算として、それも早くにつくのです。その事実、そういう現実を私たちは認識して、これからのこの議論をしていかなければならないのだらうと思います。とても大きな、もう我々の力ではどうしようもないようなものを相手に勝負を挑むような気がしてなりません。1人で新幹線を押すような気持ちでありますけれども、それにしても、ごまめの歯ざしりと言われようが何と言われようが、私は県民の一人として守るべきものは守る、そして主張すべきことは主張していく必要があるのだらうと思います。本当に悲しいことで本当に腹の立つことですが、これ以上この件で座長やこの時間を取るのには申しわけないと思いますので。

ただ、そういう思いを持っていても、だからといってテーブルをひっくり返す気はありません。一つ一つの小さな議論にやはり熱心にあるべきだらうと思うし、そのことは私はこちらでもお約束をします。これから先、俺の言うことを聞いてくれなかったから医療界は協力をしないなどという、そんな小さなことを言うつもりはありません。ただ、このことを私がここで述べたという、この事実については、ここに参加されている方だけではなくて、多くの県民に理解してもらいたい。その上で今日これからの議論を進めていただくということであれば、私はその議論にしっかりと参加させていただきます。

ありがとうございます。

ありがとうございました。

多分、今日のほかの方々の意見を含めて、また次の検討委員会にどうつなげていくか、これは事務局のほうにも検討していただくということが必要だと思っておりますが、そういうところにつなげていくように私自身も努力をしてみたいと思っております。

この件は、それではそのくらいにして、ほかの点で結構です。ぜひお願いいた

議長

岩瀬委員

します。

岩瀬です。

この資料、この計画が、県民の方が皆さんご覧になるという視点で、表現の問題かもしれませんが指摘させていただきます。

まず 18 ページ、「未来を担う子ども育成プロジェクト」、これは第 2 分科会での指摘により出口、すなわち産業との連携というところを適切に反映していただいています。ということで、このプロジェクトの要約部分も大項目（白丸）に「ふくしまの将来の産業を担う人づくり」という文面を入れることが整合性があると思います。事業記述には既に入っています。

61 ページ、ここも分科会の方で指摘が適切に反映いただけていますが、- 14、戦略的に情報を発信する事業、今後の福島県を考える場合にばらばらではなく、ある意味、統一したメッセージを国内外に発信していくということで非常に重要なものだと思います。この中の表現で「新たなイメージの下、全庁をあげ」とありますが、ここは「官民一体となって」とか「官と民が共同の上」であり、「全庁」というのは非常に違和感があります。ここはやはり皆さん全員でということだと思います。

もう一つ、47 ページの若者の夢実現に向けた取組み、ここは県内高等教育機関の充実ということで第 2 分科会のほうで星委員も指摘されたかと思いますが、取組み内容のタイトルは適切なものの、主要事業を見ると非常に限られた大学の記述だけになっています。私がおります会津大学は公立大学ということで重点的に書いていただくのはありがたいですが、やはり県内の大学、短大、高専などの高等教育機関が各々頑張っていて復興に対するいろいろな事業を実施しています。そういうところをこの復興計画の中に入れ込む必要があります。高等教育機関の連携組織としてのアカデミア・コンソーシアムふくしま（ACF）など、他の大学も皆さん一丸となって実施されてます。各大学は地域貢献、社会貢献を自らのミッションとしてやりますので、予算がどうのこうのという話ではありません。記述上は県内の全高等機関が頑張るのだということの記述が必要だと思います。以上です。

議長

今、岩瀬さんから 3 点ほどありました。かなり具体的な指摘なので、これは直せるかどうか、何かこの場でお答えできるかどうか事務局のほうにお聞きします。確かに「全庁的」というのは、ちょっと出てしまったのかもしれませんが、この中でちょっとそぐわないかもしれないし、他の 2 点はどうですか。

復興・総合計画課長

まず、18 ページのご指摘であります。プロジェクトの内容に「産業を担う人づくり」を項目として、プロジェクトの内容の 3 つ目の丸としてという話であります。これは区分の仕方だけだと思うので、そういう方向で検討させていただきたいと思います。

それから、61 ページについても、官民一体となってみんなで取り組むということの観点から、この辺についても検討させていただきたいと思います。

最後の 47 ページの件でありますけれども、最初のほうに説明をしたように、県の復興ビジョンなので県として取り組むもの、それから県としてかかわってい

議長
星北斗委員

くものといったときにどういうふうな書き方ができるかというところがあるので、ちょっとそこは検討させていただきたいと思っております。

今の関係で。

もう、それをやめようと言ったはずなのだと思うのですが、それをやめよう。それをやめないと、これが本当に絵に描いた餅で、あるいは県がやる仕事だけを書いたら県の施策本になってしまう。僕らは別に金をよこせと言っていないのです。要は、高等教育機関が、本当のことを言えば次の世代の子どもたちには来てもらえない可能性がある。これは経営的な意味だけではないのです。地域における教育機関がなくなってしまうことで何が起きるのか。そういうものに対する危機感を持っている人たちが、やはり力を合わせて県内にとどまってもらえるような環境を整えていこう。県費を突っ込むのは県立大学だけでもいいですけども、そういうコンソーシアムみたいなものを県がリードしてくれる、あるいはそういう教育に携わる人間たちが手を組んでいける、ここに書いてあるではないか、みんなで力を合わせよう、こういうメッセージなのだから書けばいいではないですか。そういうことをやっているから、いつまでたっても私たちは、よし、頑張ろうという気にならないのです。県のそういう姿勢はもう改めてください。座長、ぜひ、そのことは、この皆さんにわかるように、私の言葉は悪いので、座長からよろしく願います。

議長

要は、福島県はこれまで福島県下の高等教育、今いくつあるのですか。 16
ですか。これは、私も学部長をやっていたりなにかしているときに、かなり頑張
って、県下の高等教育機関の横の連携組織をつくって、今はアカデミアコンソ
シアムという格好で、全県下の高等教育機関が今おっしゃったような危機感だ
とかそういうことを含めてどう対応するか、取り組んできているはずで、岩瀬さん
などにもそこいらの取組みにかかわっていただいているし、高橋さんなどもみんな
なそうだと思います。そんなわけで、できればそのところは、今、皆さんがご
指摘のように、やはり県下にある高等教育機関がお互いに連携しようとしている
わけだから、これを見たときに、そうか、ここだけやればいいのかと思われな
ような工夫はやはり必要です。その点は工夫をしてください。

企画調整部長

今のご指摘のところは、まさにこれだけ読むとそういう誤解も生みかねない
ところでございます。今、お話がありましたように、座長がおっしゃったようにア
カデミアコンソーシアムに対する支援もしておりますし、ここの部分は書き方
も一度検討させていただきたいと思います。もう一項目をつけ加えるかどうか
も含めて、検討委員会のお話も踏まえまして対応したいと思います。

議長

多分、ほかのところでも出てくるし、「実現に向けて」という最後のところで
議論になると思いますけれども、おっしゃっているように、私たちはこれを読ん
でいると、正直にいうと県庁が全部やってくれるのかというニュアンスになっ
てしまうのです。それで、いろいろな産業、教育研究機関、あらゆる組織が、この
復興計画を見て、私は何が担えるかということをイメージとして発信しないとい
けないのだろうと思うのです。そのところの工夫がちょっと必要だなと思うの
ですが、私も正直に見ていると、これは全部県庁がやってくれるのかと、本当は

伊藤委員

そうではない姿勢で書いているはずなのですが、それをちょっと感じてしまうので、さて、この計画のエンジンは誰が火をつけるのだろうか、あるいはこのエンジンを動かすのは誰なのだろうか、その中心に県庁があることは事実だろうと思いますし、あるいは市町村だというのはわかるのですが、さて、民間の人たち、県民の人たちがここにどうかかわっていくのかというメッセージが必要です。その点を、僕は最後の「実現」のところで言おうかと思っていたのですが、今、いみじくもそういう話になってきたので、ちょっと私のほうでコメントを加えました。

ほかの点は何かございましょうか。

今、鈴木座長から言われたこと、それに尽きるのだと思います。誰がこれをするのか、そこがはっきり書き込めないから誤解される。これは我々の分科会でもそういう議論があったのですが、例えば、私の関連する農業であると、やはり農産物の風評被害をどうするのかということで、この計画の中には新しい情報を発信する、イベントを行う、PR活動をする、たくさん書き込まれていますが、では誰がやるのか。これは県がやるということであれば、県はそういうことしかしないのかという話になってきます。結局は、きちんと農産物を適正な価格で売っていく、これを回復させるにはどうするのかという議論がありました。その中で、やはり県だけではなくて、また、本来販売等の活動ですから、民業でやってもらうのが一番いいわけです。だけれども、こういう事態を考えれば民業ですらそれは難しい。だからこそ、そこに県であり国でありという部分が関与する必要があるという話で、例えば県と民業が合わさった農業振興公社でマーケティング・ボードみたいなものをつくったらどうかという話も出させていただきました。その主語の部分がこの計画の中に出てこないの、非常にわかりにくい。

同じような話で、分科会の中では、では、一体誰がいつまでにやるのかということもきちんと出さないと見えてこないという話もありました。今の時点でなかなかこの中に盛り込めないのかもしれませんが、やはり、工程表とかも入れる、ないしは期間はいつまでに出しますというようなことをしないと、なかなか県民にも見えてこないと思います。

それで、先ほどの星委員のご発言、私も全く同感なのですが、誰がという事業主体、ここが従来のものではなく新たなものをつくるのであれば、その予算措置がきちんと担保されなければいけない。その部分はきちんと、必要であれば国に言いながらその予算を取って、ないしは取ってきた予算をうまく生かしながら、そういうものを立ち上げることなのだろうと思います。

先ほどの星委員の中で共感するのは、やはりこの委員会の中では、ヒモつきという部分、これは考え直したほうがいい。今の復興の中ではもっともっと現場での裁量、自由度を高めるような、そういう声があったということを強く言っておいたほうがいいと思います。これは別に福島に限らない。ほとんどどこでも同じようなイメージなのですが、あまりにも自由度がなさすぎて動けない。復興する主体の意志決定というか考えが反映されない部分が多く出ています。そこは簡単には直らない部分かもしれませんが、この委員会ではそういう意見を強く出して

議長

いくという姿勢も大切だと思います。

2番目は単なる意見ですので、1番目の「誰が」という部分、これをぜひもう一度事務局で検討していただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

後でコメントがあればまとめてお願いすることにして、まず、栗原さんのほうからどうぞ。

栗原委員

栗原です。

「未来を担う子ども育成プロジェクト」ですけれども、先ほど会長からお話がありました。本当に小さい子を抱えているお母さんの悲痛な声というふうなお話がありましたけれども、実は私の友人が長野県におりまして、そこに福島から避難した母子というか、お母さんと子どもたちが避難しているそうです。どうしても福島県の放射能の中で育っていることが本当に不安だと。そういう方たちで、小諸のそばですけれども、一部は永住するというふうなことを決めた。しかし、一部の方たちは、やはり経済的な理由、その他いろいろありまして、県に戻らざるを得ない。では本当に、しかし戻っていいのだろうか、一部の小さい子どもの母親がものすごく心配だと。彼から連絡がありまして、そちらで何とかそれを受け入れて安心させられるような対策というものはないのだろうかという話がありました。

この間、テレビのニュースを見ていましたら、郡山で、イトーヨーカドーですか、どこかが建屋を提供して、ヨークベニマルですか、あそこが建屋を提供して、お医者さんが中心になってプロジェクトを組んで、本当に子どもたちが思いっきり遊べる低線量の屋内のそういう場所をつくる。それが12月23日にオープンするのだという話がありましたけれども、似たような話をどこかで聞いたなと思ったら、星委員が前に、大きいドームを県でつくって、本当に放射能を遮断したドームの中で思いっきり遊ばせるような施設をつくったらどうかという話が、実は我々のディスカッションの中でありました。

神奈川にそういう施設があって、そこを参考にしたという話ですけれども、その前にまたニューヨークの大きい施設があるのです。ですから、世界中にそういう思いっきり子どもたちが遊べるような施設。私は最初、星委員のお話を聞いたとき、これはお金がかかりそうだなと思ったのですけれども、郡山の話聞いて、これならもう少し予算も少なくて済む。それから、あんなに大きくななくてもいいから、小ぶりでもいいから、子どもたちが、本当に小学生以下ぐらいの子たちが思いっきり遊べるような施設がどんどんつくれるのではないかと。公の遊休施設もあちこちにありますし、学校も空いているところはたくさんあります。ですから、そんなところを利用して、安心しながら子育てしやすい環境づくり、これは除染だけではなくて、そういうシェルターではないですけれども、本当に線量の低い、そして思いっきり遊べる施設を緊急にどんどんつくったほうがいいのではないかというふうに思いまして、それをここに盛り込めないかなというご提案です。

議長

ありがとうございました。

高橋委員

高橋さん、どうぞ。

2つほどございます。

まず1つは、先ほど星委員あるいは岩瀬委員からご意見がありましたが、公立あるいは官だけではないというご意見、これは第2分科会で2回にわたってそういう意見が出されておりまして、教育機関について言えば公立だけではなく私立も大事である、あるいは官だけではなくて民も、復興に当っては県民一丸となつてやらなければいけないということは議論が出てきて確認しているところですので、ご紹介させていただきます。

もう1点は、全く別ですが、プロジェクト名についてです。11ページですが、「未来を担う子ども育成プロジェクト」ということに関して、確かこれはビジョンの検討委員会のときに議論になったと思います。ここ2、3年を担ってもらうのは、子どもよりむしろ若者が中心ではないかということで、前のビジョンの中には「未来を担う子ども・若者の育成」ということで、「若者」という言葉が確か入っていたと思います。子どもさんには確かにその次の世代を担っていただく、これは大変大事なことです、それより、ここ2、3年の福島県の復興を担ってもらうのはやはり若者が中心だろうと思いますし、このプロジェクトの中身、主要事業の中にも、いわゆる若者を対象としたような事業が入っておりますので、このプロジェクト名の中のところにも、ぜひ「子ども・若者の育成プロジェクト」というように、「若者」という言葉を入れていただければありがたいと思っています。

議長

2つの点が具体的にありました。先ほどのご要望も、栗原さんの要望もありましたし、高橋さんの要望もありましたので、後ほどまとめてお願いすることにして、もうちょっとご意見をお伺いしましょう。どなたか他にございますか。では、まず川口さんのほうからお願いします。

川口委員

川口です。

18ページの11番の「子ども育成プロジェクト」ということですが、今、栗原委員のほうの話もありましたけれども、放射線に対して安心して遊べる場所の確保ということ、県内にとどまって子育てをしている人たちについてはそういうことで、それは徹底していくことと、あと、県外に出られた方の子育てに対する、これは県内・県外関係ないのですけれども、とにかく子育てに必要なのはやはり安定した雇用、将来に対する安定と安心がやはりないと、いつまで続くかわからない雇用では困るでしょうし、社会保障がきちんと守られている中で、さらに職は安心して働ける、そういう場をつくっていかなくてはいけないということと、もう1つは、やはり夕方になったら両親が帰って一緒に食事ができるという、難しいのですけれども、そういう雇用、そして、とにかく子どもが1人でご飯を食べさせないような、そういった環境づくりを、これは復興計画というよりは未来の福島県はこういう子育てができる県だというような、そういった訴えがあってもいいのではないかなという。だから、ただ企業と団体と環境づくりというよりは、安心して働ける雇用形態を築く、そういったことが大事ではないかなと感じました。

もう一つは、今さらと言われると思いますけれども、4ページの基本理念です。1番目の「原子力に依存しない」、いつもここが引っかかります。これだけ膨大ないろいろな原発でいろいろな被害を受けて、将来にわたって不安をいっぱい抱えて、なおかつ自然を破壊していく原発に対して、「依存しない」というのは何となく遠慮した言い方ということなので、はっきりと「脱原発を訴え、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」、そのくらいはっきりとしたものの言い方を僕はすべきではないかなと思います。その主体は誰なのかというと、県だけではなくて、福島県全体で脱原発を目指し、安心・安全な社会づくりというふうにして、もっと強い言い方をしたほうが伝わるのではないかと思います。

以上です。

議長

最後の点は僕も責任があるので僕のほうからコメントします。ビジョンの検討委員会で本当に深刻な議論をしたのですが、とりあえずビジョンとしてはこういう表現にしたのです。私は、今おっしゃったように、日本中が脱原発あるいは廃炉の工程を踏めるように次の段階で頑張るべきだと思いますけれども、ご承知のように日本全体はまだそこまでいっていません。私は、原子力に依存しないというのは、原子力から離れるということをまず宣言しようという意味で、復興ビジョンのほうではそういう表現にしたので、それに基づくこの復興計画だとすれば、今回はこの筋書きでご容認いただきたいというのが僕の気持ちではあります。おっしゃる気持ちはすごくよくわかるのですが、これとても途中の段階では、待てよ、全部廃炉にするのかという議論から、いろいろな幅がある中で、ようやくここにたどり着いたというのが僕らがビジョンをつくるときの正直な気持ちです。おっしゃるように、次の段階はそうなるべきだと思うので、そういう世論調査というか、世論が巻き上がることに僕は期待したいと思います。

他の点については、また事務局のほうで受け止めていただいて、太田さんでしたか。

太田委員

太田でございます。

ハイレベルの話はあまりできませんけれども、このビジョン全体を私も感じているのは、やはり、私も含めてなのですが、頭の固い人がつくると多分こういうふうになるのだと思うようなことが1つあります。

県民の方々が今回の震災なり事故を受けて、非常に気持ちが沈んでいて、これからどうなるのだろうと思うようなことをたくさん持っていて、我々も毎日、放射線が今日は高いのか低いのかどうなのかなといったことの中で、もう少し希望が持てるような、1つでも2つでもいいのですけれども、そういうシンボリックな、ハードでもソフトでもいいのですけれども、何か、今回の被災を受けて福島県はこんなことをやってくれるのだみたいな、そういうものが1つ2つ、現実論を積み上げるばかりではなくて、今までにないような発想というか考え方を持ったものが、頭にぼっと提案できるものがあれば大変いいのかなと私自身も今思っていて、アイディアはないのですが、そんなものがあれば県民の人たちに力強さを少しでもお分けできるのではないかという感じが1つあります。

それから、12ページの「中小企業等復興プロジェクト」のところなのですが、一番大事な目指す姿の部分です。前にいただいたやつと書きぶりが変わっているのです。前は、本県経済だったか、「飛躍的に発展している」という文言だったと思うのですが、それが今回、「力強く」と、少しトーンダウンしているのです。前は飛躍と。むしろ私は飛躍と読んでいて、こんな書きぶりにしていいのかなと思ったのですけれども、私はそんなふうにトーンダウンしているのではないかと。それは提示された意図を後でお聞かせいただければと思います。そこはお尋ねしたい点の2つ目でございます。

それから、県内中小企業の振興なのですが、今まさに8万とも9万とも中小企業の方がいらっちゃって、まさに地域の経済を支えているわけですが、将来に向けて新しい産業分野、あるいは新しい産業をつくるというのは非常に大事なんでしょうけれども、現実にも、雇用を支えたり地域の経済を活力あるところにいる現実の中小企業者の皆さんに対して、もう少し現場にも視線を配慮していただいて、もう少し現場で、今実際に経営に携わっている人たちが元気を持っていて、あるいは勇気を持って、あるいは今苦労している中でもう一度挑戦してみようかというふうな思いを起こされるような施策も、総花的ではなくて、そういう部分についても皆さんのお知恵をお借りしながら触れていただければ大変ありがたいなということです。

以上、3点になるのでしょうか。そんなことをちょっとお願いしたいと思いました。

最後の点、太田さんは何か頭の中に何かありますか。

なくはないのですが、それは先ほどの星先生のお話になってしまうのでしょうけれども、やはり、私はもう少し、現実にも中小企業者の皆さんが毎日の仕事の活動と資金繰りに追われているわけで、今はなかなか研究開発部門に自己資金を持ってリスクを伴ってということが非常にやりづらいとかやれない状況ですので、できればそういう部分について、県単では難しいのかもしれませんが、今後、第3次予算以外の部分で、24年度あるいは第4次という話もあるそうなのですが、その辺の中で、今回被災を受けた中小企業者の皆さんが経営革新に向けて努力をしようという場合について、もう少し研究開発部分についての支援を拡充していただければと、とりあえずはお願いをしたいということです。

ありがとうございます。

今、太田さんから3点、たくさん出てきて整理ができなくなってしまうといけないので、これまでの皆さんのご発言に対して事務局のほうでコメントはできますか。

それでは、まず私のほうから、答えられる部分についてお答えをして、具体的なところは各部からお願いしたいと思います。

まず、18ページの子ども・若者のプロジェクトのところでお話をいただきました。若者の視点ということで、ネーミングのところにも若者もという話なので、これはその方向で検討させていただきたいと思います。

議長
太田委員

議長

復興・総合計画課長

それから、安定した職、安心して働ける、夕方には帰っていけるような雇用形態をということでありますけれども、これにつきましては、45 ページの、「日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境の整備」の一番下の子育て環境の整備のところの真ん中あたりに、「ワーク・ライフ・バランス推進事業」ということで、こういう生活ができるようにということで、これを啓発していくということを一応盛り込んでおります。

それから、長野県の話で、思いっきり室内で遊べる施設をもっとつくったらどうかということの答えでありますけれども、一応県としては、今のところ既存の屋内施設の活用を図りたいというふうに思っているところであります。除染経費なども掲げているので、そういう考え方を今のところしているのですけれども、この辺について後で担当部局のほうから改めて見解を説明させていただきたいと思っております。

それから、12 ページ、「飛躍的」を「力強く」というふうにしたのですけれども、「飛躍的」の言葉につきましては、もともとは4 番の農林のほうで飛躍的という言葉を使っていて、中小企業のほうはもともと力強くという形だったというふうに思っているところであります。

それから、中小企業振興のための施策のうち、研究開発部門への支援拡充という話を今いただきましたけれども、これにつきましては検討させていただきたいと思っております。また、改めて担当のほうからも何かコメントがあればお願いしたいと思っております。

以上です。

議長

全部についてというのは無理でしょうけれども、担当部局のほうでつけ加える説明があったらお願いします。今の企画調整部のほうのご説明で十分でしょうか。

太田委員

その前に、今の回答について、中小企業の復興プロジェクトに「飛躍的」と書いてあります。そう言われるのではないかと持って来ました。

議長

どうですか。

企画調整部長

申し上げます。入っていました。そのとおりです。今もちょっと申し上げましたが、「飛躍的」という言葉を使った後で内部でいろいろ検討いたしました。今の本県の産業の状況は実は相当厳しい状況にあります。宮城、岩手のように地震・津波の被害は甚大でしたけれども、そういうところと違って、本県の場合は原子力災害というものが重くのしかかっておりますので、その部分でやはり宮城、岩手よりもさらに本県の場合は基本的な部分でダメージを受けていると。そういう意味で産業の中の特に中小企業についてもそうですけれども、これを今後の10 年間で飛躍的にということまで行くというのはなかなか厳しいのではないかと、やはり、現実には以前の力強い姿に戻すということが今の段階で示せる部分ではないかという話がありまして、ここはそういう意味で訂正をさせていただいたところです。

太田委員

私は賛成なのです。前は「飛躍的」だったから、それについて意見を言おうかと思ってきたのですけれども、今日見たら直っていました。

議長	<p>それでは、大分時間が経過して、3つに分けて議論する予定だったので、とりあえず2つ目の部分に移っていいでしょうか。</p>
栗原委員	<p>既存の施設の活用で考えているというお答えですけれども、具体的なイメージはあるのですか。屋外で遊ぶと同じくらい思いっきり遊べるような、郡山で一生懸命にケアして、いろいろ考えてあそこをつくっているようですけれども、そういうイメージのものまで考えながら既存の施設を有効活用していこうということでしょうか。</p>
議長	<p>先ほどのコメントに対して今のようなご質問がありましたけれども、これは担当部局で何かお考えでしょうか。</p>
保健福祉部政策監	<p>保健福祉部です。</p> <p>子どもさんたちが安心して遊べる施設ということでございますが、先ほど企画のほうで、既存の施設、屋内施設を利用してということでございますが、我が担当部局のほうとしても、いろいろな県の施設あるいは市町村の施設がございますものですから、まず、そういうものを最大限活用して、子どもさんたちが安心して遊べる施設ということは考えております。ただ、現在のところ、全天候型というのですか、ドーム型についてどうのこうのという部分については、まだそこまでは検討はなされていないというのが実際のところです。</p>
栗原委員	<p>前向きによろしくお願いします。</p>
議長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>今、市長会の代表の瀬戸さんのほうから、何か時間がないというので、ここの段階でご発言をお願いします。</p>
瀬戸委員	<p>恐れ入ります。私はこの前出ていませんものですから、首長としては住民に直接接して生の声がいろいろあるのですけれども、その中から2つだけ聞いていただきたいと思うのと、その前に、先ほどから議論になっております、星先生が最初に言われた点でございますけれども、実は国においては最初の復興計画といいますが、そういうものを福島と宮城と岩手で一緒にやろうとしたところ、福島県は放射能災害があるから別にやるという区切りをして、8月末に菅さんが最後のころに福島県の放射能に関する復旧・復興の協議会ができたのです。ですから私は、この復興計画は福島県独自のもので、これは全国どこにもない、かつてない、そういう考え方で私はいいと思っています。</p>
	<p>ですから、逆にこの数カ月やってみて、国が、では放射能災害についてわかるかということ、わかっていないのではないかと思いました。もっと言うと、日本は放射能災害に対する法律がなくて、地方にはその権限も経験もなく、国民には知識がないといつも言うのですけれども、そういう「ないない」なところを出てきているのです。つまり泥縄、泥棒をつかまえてから縄をなう。申し上げたいのは、県と国の関係において、さっき第3次補正のことがあったのですけれども、これについて、地方としてこちらの災害を主とした災害復興のご意見を言っているかどうかということの一つ確認したい。</p>
	<p>それはどちらでもいいのです。どちらでもいいのですけれども、これからのことを言います。先ほど、こんなものに使うことはないのではないかという先生の</p>

ご意見もありました。今までは、多分、国と地方の関係は、どんなことがあっても一回決められたものは動かせないというふうに思ってきたと思います。でも、私はこの放射能災害に関する限りは、福島県が一番ものを言える、国にも全国にも。そういうふうに考えると、今みたいな予算のつけかたをしたからといって、これをすんなりと受け入れる必要はない。しかも、野崎部長がおっしゃるように、これからは平野さんはどんどんつけると言っているわけですから、これに対する考え方を申し上げて、つけても要らないということも言ってもいいのが今度の災害なのです。だから、そのところ、今までは県の皆さんは、いろいろ国から来ると、市町村に予算配分するときに、そこでわざわざいろいろな条件をつけて逆に使いにくくしているみたいなことも中には少しあるのです。それはここでは言いませんけれども。

そういうことで、今はまさに放射能災害は緊急事態ですから、我々がやっていることは、まず恒常的な対策ではないです。とにかく出てきた問題についてどう対応していくかということに毎日追われているということです。ですから、行政手法としては、今後の考え方の中で、我々が、国が予算をつけるときに、どの場かはわかりませんが、こう言う場があっていいし、それから、県を通じて国に対して、実は県民は、町民は、村民は、こういうことを考えているのだから、このことをやってくれというふうなことをしっかりと国に伝えて、我々の声に沿ったような形の予算編成をお願いしていくという反省点はあるのではないのでしょうか。それを1つ、まず申し上げておきたいと思います。

委員長のところでこれはひとつ受け止めていただいて、行政手法としては、県の職員の皆さんにとってはとても変わった、今までのルートとは違いますから、やれるかやれないかというよりも、この放射能災害は福島県独自で、今までなかったことで、我々が初めてやっているのだという気概を持って取り組んでいく必要が私はあるなど、8カ月やって思います。

細かい話になるのですが、1つは、この中身を私は詳しく見ていないので申しわけないのですが、私が前から言っているのは、子どもたちが自主避難していく、そういうのを見まして、例えば福島市でも、郡山市でもそうでしょうけれども、放射線量の低いところと高いところがあって、もしできるのであれば、低いところに避難住宅というか災害住宅というか、それは津波だとか家が壊れたというのにはあるのですが、放射能災害という項目にはないのです。これは何遍も国に言っているのですが、それを法制化してもらいたいと思っているのです。これは福島の場合だと東のほうが濃くて西が薄いのです。ですから西のほうに、調整区域ですからこれは特区をつくってもらって、そういう法律をこれからつくってもらうということが我々が要求していきたいところなのですが、そういう構想です。今言ったものの趣旨の構想のものがここに入っているとすれば、どこか教えていただきたいというのが1つです。私はちょっと気がつかないものですから。

それから、もう1つなのですが、ベクレルカウンターというもの、これから食品の中の放射性物質を調べる機械がとても必要になってまいります。今

日、福島市ではそのセンターがオープンしました。問題は、これは一自治体がそれぞれつけるものではなくて、とにかく全部の自治体で欲しいものです。ですから、この点についての構想をどうお持ちになっているか。つまり、私はこれは全国で必要になると思います。口に入るときのチェックですから。この機械を我々は、数は少ないですけれども、今は児童公園の脇の児童文化センターに今日オープンしました。ですから、それを手がけたのですけれども、福島市だけがやればいいというものではないので、この点の今後のチェックの中で、そういう子どもたちの口に入る食品のチェックの態勢はこの構想の中に入っているかどうかということをお聞きしたいだけなので、その2つだけ、質問としてお願いしたい。

議長

瀬戸さん、どうもありがとうございました。

今回の計画の中に2点含まれているかどうか、これは確認のことで結構だと思います。入れて欲しいということを含めてですが。それ以上に、前提として今回の災害に関する復興計画は、県とか地方の側からきちんと発信できる、この姿勢が重要なのだということをお最初に言われていて、それは我々がこの復興計画をつくるときももちろんそうですし、県としてもそこいらの姿勢をお聞きしたいということだったと思います。いかがでしょうか。

企画調整部長

今、座長が最後に言われた部分でございますけれども、私ども復興ビジョンをつくる過程の中で、国のほうでは復興構想会議が既にスタートしました。復興構想会議の中で、知事が委員に入っておりますけれども、とにかく今の8月11日に策定した復興ビジョンの中に盛り込まれているようなことを復興構想会議の中でできるだけ盛り込んでいただくような働きかけを、構想会議あるいはその他の外の場合でも働きかけをやってまいりました。そういうことを踏まえて国のほうでは復興基本方針をつくりということになりまして、一定程度、私どもの主張が入っているのかなというふうに思っております。

復興計画は復興ビジョンを踏まえた計画でございますので、これについても国に対しては、本県の考え方をこの復興計画をもとにさまざまな機会を通じて言っていきたい。特に、先ほど市長さんからお話がございましたように、原子力災害については別に協議の場をつくってほしいということをお強く国に対して話をし、8月の下旬にそういう場が設けられました。今まで2回、国と県との間で協議の場が設けられておりますけれども、ここの場を通じて、とにかく本県の原子力災害からの復興については、本県の考え方をこういう復興計画のもとに強く国に対しては働きかけていくということで考えております。

議長

計画の中に、具体的なことを2点、確認ということなのですが。

復興・総合計画課長

まず、復興住宅の原子力災害に対するものについては、現在、法律がございませんで、それについては原子力災害についても復興住宅をつくれるように国のほうに働きかけていきたいと思っております。

それから、ベクレルカウンターとおっしゃいましたが、これにつきましては、一応2カ所ほどに載っているのですけれども、まず、「原子力災害の対応」のところ、100ページになりますけれども、県民の健康確保というところの食品の安全確保のところ、真ん中ぐらいに「放射能簡易分析装置の整備事業」という

議長
星北斗委員

ことで、住民に身近な公共施設等へ分析装置を設置して進めていきたいというところで、読んでいただければと思っております。

以上であります。

では、星さん。最初のグループの議論はこれで終わりにします。

終わって結構なのですが、瀬戸市長はさすがだなと思いました。いいなと思いました。正直に申し上げますと、私も含めて多くの方が、国から言われたことを聞かないと何か怖いものを見るのではないかと考えているのではないかと思います。私は本当はそうは思っていない人の一人であります。

例えば、先ほどの何とか研究センター、そんなものは要らないよと返して、それが復興財源を600億抱えていたら、そこをひっくり返す。本当のことをいうと総省庁をひっくり返す。補正で取った金をすぐに返されたら困るのです。だから、極端なことを言えば、こんなものは要らないと、別なものに付け替えてくれないと要らないとたたき返すぐらいの福島県にも政治家がいたらいいなと。ここにいる皆さんには多分不可能だと思うので申し上げませんが、瀬戸市長がおっしゃるような、まさにこれまでの古典的な行政手法や、国と県、地方との関係を見直すよいチャンスで、私たちが本当の意味で原子力災害から復興するための新しいエンジンとして、自分たち自身が意識をして、自覚をして取り組む、まずその第一歩だということを改めて認識しました。

私自身も、つまらないヒモつきのお金をどうするかという議論をこれからの部分でするつもりはないですけれども、でも、やはりそういう議論をしていくべき、福島県民はそのことを考えるべきだし、その自覚が必要だと改めて思ったので、瀬戸市長には感謝申し上げたいと思います。

議長

ありがとうございました。

それでは、大分時間が経過しました。先ほど言った2番目の議論に移らせていただきます。

2番目は、主要施策の中の地域別の取組みについて、これを、また事務局のほうからまず説明をいただきます。よろしいですか。

復興・総合計画課長

それでは、引き続きご説明します。

109ページになります。「地域別の取組み」というところでありまして、先ほどの「具体的な取組みと主要事業」の中から地域別の取組みを特徴的なものをここに挙げているということでありまして、この枠の中の下から3行目、なお書きのところであります。各エリアに共通する取組みについてはここに書いていなくてもやりますと、また、それぞれのエリアの復興の取組みを連携して進めることによって本県全体の復興を進めるということで、連携した取組みも当然やっていきますというところをここでうたっているということでありまして。区域分けについては、その下の絵にあるように、県内5つ、相馬、双葉、いわき、中通り、会津というエリアに分けているというところでありまして。

具体的にご説明します。110ページから相馬エリアというところでありまして。復興へ向けた考え方、現状と課題につきましては、分科会のほうでご説明申し上げましたので今日は省略させていただきますが、今日は図面などをつけていると

いうところが前回と変わっているというところでもあります。

112 ページ、復興の取組み、ここからが追加したところでもあります。まず、復興の取組み、環境回復、除染の話でありますけれども、具体的な取組みとして、モニタリングをします、除染をします、警戒区域等の解除にあたっては市町村の意向を十分踏まえた上で決定するように要請をする。

それから 113 ページ、健康、教育のところではありますが、具体的な取組みとして、健康管理調査、医療福祉提供体制の再構築、特に浜通りにおいては医療スタッフが減っているということもありますので、丸のところ、相双地域医療従事者確保支援センターとの連携を図りながら医療人材の確保に努めるということを書いているところでもあります。併せて、被災した医療機関、福祉施設の復旧、避難指示等のあった区域内の医療機関の運営に対する支援なども行っていくということにしております。

続いて、教育環境等の整備のところでは、サテライト校の集約に伴う宿泊施設の確保などを進めていくということを書いております。それから、放射能に関する知識の普及ということで、放射線の基礎知識に係る講習会などを実施して知識の普及に努めていきたいということでもあります。

114 ページになります。生活再建ということで、仮設住宅に暮らしている方が多いということでありまして、仮設住宅における住環境の整備、治安対策、コミュニティの確保の支援などを進めていく。併せて、被災した方の生活再建に向けて、住宅の再建に対する支援を行うということにしております。

地震・津波被害への対応、具体的な取組みでありますけれども、土地利用、先ほどの重点プロジェクトのところでもお話を申し上げましたが、海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、防潮林、道路、鉄道などを組み合わせた多重防御によるハード整備と、災害危険区域の指定や避難計画の強化などのソフト対策を複合的に検討して、災害に強いまちづくりを行うということを書いております。併せて、家屋の移転事業なども今後進めていかなければならないということで、高台に移転する防災集団移転事業でありますとか土地区画整理事業などの支援をしていくということを書き込んでおります。

インフラの復旧ということではありますが、相馬地域における海岸堤防は堤防高 7.2m ということにしております。それから、主要地方道、県道相馬亘理線の二線堤の機能を備えるような整備、それから、相馬港の復旧整備、松川浦漁港の復旧整備、農地の除塩、排水機場など農業用施設の災害復旧、その下でありますが大区画のほ場整備を行ってまちづくりと一体となった農地等の基盤整備などを盛り込んでいるところでもあります。

116 ページ、産業の再生及び創出のところではありますが、まず、具体的な取組みで、農林水産業の再生、風評被害払拭のための農林水産物の徹底した放射性物質の分析とその情報発信を進めていく。その下の丸であります、大規模な土地利用型農業、太陽光パネルを活用した施設園芸の導入などを進めていく。丸を 1 つ飛ばしまして、沿岸漁業のためのノリの養殖場・カレイ類等の保育場となっている松川浦の復旧を進めていきたい。人材育成として、テクノアカデミー浜にお

ける教育訓練。企業誘致、新たな工業団地の整備の検討、再生可能エネルギーで、特に浜通りにおいてポテンシャルが高い太陽光発電などの導入の先進地域として検討すると。1つ飛ばして、スマートタウンの実証事業の取組みについて検討していきたいということでもあります。

117 ページ、 の交通網の整備のところでもあります。具体的な取組み、道路といたしまして、東北中央自動車道の整備促進、常磐自動車道の早期完成、中通りとの連携になる県道原町川俣線の道路改良、鉄道として、JR常磐線の西側へのルート変更、それから、将来的になりますけれども、JR常磐線の複線化を含めた高速鉄道化、快適化の検討などを盛り込んでいるところでもあります。

118 ページ、相双のうちの双葉になります。復興へ向けた考え方、現状と課題については説明を省略します。双葉については、120 ページになりますが、9月30日に旧緊急時避難準備区域が解除になった地域と、現在でも警戒区域になっている地域とありますので、そこを2つ分けております。

環境回復、基本的には相馬と同じであります。健康、教育についても、この辺は全県統一といえれば統一であります、同じであります。

生活再建、122 ページになります。生活再建のところではありますが、これは特にきずなづくりのところを入れています。緊急時避難準備区域が解除された地域でありましても、まだ避難先での生活が続けられております。住環境の整備や治安対策、避難者相互や地域住民などとのきずなづくりを図る拠点となる「絆づくり支援センター」の設置・運営、これでコミュニティの確保などを行っていききたいというふうに思っております。

それから、123 ページ、地震・津波被害への対応というところで、基本的には相馬地域と同じではありますが、具体的なところで、真ん中から下のところにインフラの復旧というところがあります。ここについては、海岸堤防については、富岡より南は堤防高 8.7m、北側は 7.2m。それから、ここでは多くの市町村が避難している、役場機能も移転しているということで、その下、公共サービスの復旧支援ということで、双葉地方広域市町村圏組合で提供されていたサービス、ごみ処理、し尿処理、下水処理、消防、それと水道などについてはなかなか復旧が難しいということでもありますので、サービスの復旧または代替機能確保を特に支援するところをつけ加えているところでもあります。

それから、124 ページ、産業の再生及び創出であります。基本的には同じであります、ここについては下から2つ目の四角の囲みで、事業再開等への支援、ここはまだ戻ってきておりませんので、戻ったときの帰還する事業者に対し、施設設備の復旧整備補助や金融支援等によって事業の再開を支援していきたい。それから、緊急雇用創出基金事業などをつくって雇用創出もしていきたいということでもあります。それから一番下、新たな産業の振興と雇用の創出のところでは、太陽光発電などの再生可能エネルギー関連産業、除染や放射性廃棄物処理に係る産業の集積を図りながら、原子力発電所にかわる雇用の創出について検討していきたいと思っております。

それから 125 ページ、復興を支援する交通網の整備のところではありますが、具

体的なところで道路ということで、浜通りと中通りの連携軸ということで国道288号、県道小野富岡線の整備、それから、相馬といわきを結ぶ国道399号の整備、これらを盛り込んでいる。それから、浜通りの縦軸でありますけれども、国道6号と常磐自動車道の早期復旧、こういうものを盛り込んでいるところであります。

126ページ、同じ双葉でも警戒区域、計画的避難区域に入っているところであります。警戒区域、計画的避難区域については、国による除染が進められるということでもありますので、この取組みを促進してまいりたいということでもあります。併せて、町村の帰還方針の策定及び取組みを積極的に支援してまいりたいということでもあります。帰還支援のところではありますが、ここについては町村ごとに状況はいろいろ違うということで、各町村でさまざまな方法が、今後帰還のために検討されていくことになると思いますが、解除後、比較的速やかに帰還することを目指す町村もあれば、被災地での生活再建の準備のため、一定期間別の場所に集合して居住したりするということもあると想定されますものですから、それぞれの市町村の帰還に向けた構想を尊重しながら帰還に向けた取組みを支援してまいりたいということがほかと違うところであります。

その他につきましては基本的には同じであります。127ページ、自治体連携支援。この町村は、先ほども申し上げましたが、いろいろ離れ離れになっている、もとのところではなくて別のところに移っていることを前提にして、町村の広域連携について協議会への運営事務費の交付などを進めて支援してまいりたい。併せて、必要に応じて事務の共同処理・受託などによる町村と県の業務連携なども検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

道路につきましては、原発事故の収束を勘案しながら常磐自動車道の早期完成を目指す。鉄道については、警戒区域内はまだどういう状況かわかっていないということもあって、警戒区域内の詳細な被害状況の把握に努めるとともに、早期復旧に向けて要請などをして取り組んでいきたいと思っております。将来的には、JR常磐線の複線化、高速鉄道化、快適化については同じであります。

1つ飛ばして、原子力発電所に関する監視ということで、原子力発電所事故による影響の収束状況を勘案しながら、原子力に関しまして、国及び国際的研究機関の誘致をしてまいりたい、原子力センターの機能を拡充して廃炉作業に伴う周辺地域の安全監視を徹底してまいりたいと思っております。

医療拠点に関しまして、県立大野病院と双葉厚生病院が統合する予定でありましたが、現在延期をされております。今後改めて検討しまして、地域の医療需要に応えられるような体制整備を目指してまいりたいというところをつけ加えております。

128ページ、交流に向けた取組みということで、Jヴィレッジにつきましては、現在、事故収束に向けた前線基地として使われておりますけれども、本来の姿でありますナショナルトレーニングセンターということで、迅速な除染と早急な再開を目指してまいりたいと思っております。

続いて、129ページ、いわきエリアであります。現状と課題については省略を

させていただきたいと思います。

復興の取組み、環境回復、除染については、基本的には同じであります。健康、教育についても変わりはありません。

132 ページ、この中で医療福祉提供体制の回復及び充実・強化というところがありますが、いわきにおきましては双葉エリアからの避難者が多く、居住人口が増加していることを踏まえまして、医療・福祉の提供体制の回復及び充実・強化を図ってまいりたいというふうに考えております。自治体間援助体制構築ということで、いわき市自らが地震それから津波による被害を受けた自治体でありますけれども、原発避難者の特例法の指定市町村に指定されております。双葉エリアからの多くの被災者が受け入れられておりますので、この関係で、避難元・避難先自治体との調整を支援するなど、自治体間の相互援助体制構築への支援してまいりたい。

それから、双葉エリアとのきずなづくりということで、復興住宅整備等の支援、仮設住宅群への居宅介護サービス施設の設置等によりまして、復興支援の拠点として整備を進めてまいりたいと思っております。

それから、地震・津波被害への対応であります。具体的な取組みの一番下です。住宅の整備というところで、2行目、ふるさと帰還を目指しつつも、避難期間が明確でないという特別な状況の下で、双葉エリアの町村から多くの住民が避難していることで、避難・受入市町村の意向・課題の確認・調整を行いながら、必要となる支援を講じてまいりたいというようなところを挙げております。

それから、134 ページ、インフラの復旧であります。3つ目の丸、海岸堤防の高さであります。ここは久之浜港以北は高さ 8.7m、それ以南は 7.2mということであります。小名浜港の早期復旧、それから、小名浜港の漁港区に関しましては、水産加工業施設の復旧、久之浜、勿来漁港については高鮮度出荷のための施設等の復旧を支援してまいりたいということであります。丸を1つ飛ばしまして、沿岸地域の復興を支援する道路として、県道豊間四倉線などの整備を進めるということにしております。

それから、135 ページ、産業の再生及び創出のところではありますが、具体的な取組みの農林水産業の再生の段、下から2つ目、カツオ・サンマ等の水揚げ量の拡大による地域の活性化を図るために県外船の誘致、これらを支援してまいりたいと思っております。

それから、135 ページ、下のほうです。観光ですが、いわきの温暖な気候を生かしてスポーツ等の大会やイベントによる観光振興と多様な交流を推進してまいりたいということであります。

136 ページになります。再生可能エネルギーであります。いわき地方であります。太陽光発電や風力発電、バイオマス等に必要自然環境のポテンシャルが非常に高いということでありまして、再生可能エネルギーの先進地域として研究施設、関連産業の集積地などの整備を検討してまいりたいと思っております。併せて、洋上風力発電の拠点としても期待されているというところでありまして、積極的に導入に向けた検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

す。

復興を支援する交通網の整備ということで、道路であります、国道6号の整備促進、中通りとの連携ということで49号バイパスの改良、国道289号や県道いわき石川線等の機能強化を図ってまいりたい。併せて相双地方と結ぶ国道399号の整備も進めてまいりたい。常磐線についてはほかと同じであります。

それから中通り、137ページ以降になりますが、中通りにつきましては現状と課題は省略します。

復興の取組みであります、環境回復については基本的には同じであります。140ページの健康、教育についても基本的には同じであります。141ページ、生活再建についても、基本的に同じであります。

141ページ、地震被害への対応ということで、中通りは地震の被害が大きかったところでありましたが、まず141ページの下の方です。宅地地盤被害への対応ということで、地盤の滑動、崩落によって被害を受けた造成宅地について被害防止のための支援を行ってまいりたい。

142ページ、上から3つ目です。土砂災害への対応。白河の葉ノ木平地区で土砂災害がありました、緊急的な対策工事を行ってまいりたい。その下、ため池の耐震性の検証ということですが、須賀川市長沼地区で農業用ダムが崩壊がありましたので、これに関しまして、ため池の耐震性検証手法を確立してため池の耐震性を推進してまいりたいというふうに思っております。

産業の再生及び創出の欄であります、143ページ。この辺は基本的に同じであります、真ん中から少し下の新たな産業の創出のところ、県立医大における放射線医学の研究推進、創薬開発に関する拠点整備の推進、医薬品製造企業の誘致・集積を図ってまいりたいということであり、

再生可能エネルギーにつきましては、ハイテクプラザ、福島大学、日大工学部における実用化に向けた研究を推進していくということで、研究開発拠点の誘致なども進めるとともに、市町村と連携した再生可能エネルギーの取組み推進してまいりたいということであり、

その下、観光でありますけれども、この中通りの充実した高速交通体系、それからコンベンション機能と温泉地等の観光地が近接している等の立地条件を生かしまして、国内外の会議や大会、イベントなどを誘致して観光振興に向けてやっていきたいということであり、

144ページ、復興を支援する交通網の整備ということで、道路でありますけれども、繰り返しになりますが、東北中央自動車道の整備促進、国道114号、115号、国道288号、国道289号、県道原町川俣線、県道いわき石川線、県道小野富岡線などの整備を進めてまいり。それから、中通りと会津を結ぶほうで、国道118号なども整備をしてまいりたい。それから、中通りの縦軸として、国道4号、国道13号の整備促進、それから、国道349号などの整備も進めてまいりたい。鉄道に関しましては、JR新幹線「はやて」や「はやぶさ」の県内停車等を、そうなるように進めてまいりたいということであり、

それから、144ページの下、台風15号の豪雨災害への取組みということで、阿

武隈川の改修事業、それから内水対策の促進、住民避難の情報連絡体制の強化なども図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、146 ページ、会津エリアであります。現状と課題は省略をさせていただきます。148 ページ、復興の取組みでありますけれども、環境回復、健康、教育のところは省略をさせていただきます。

生活再建であります、具体的な取組みの1つ目、住環境整備。温暖な浜通りから避難された被災者が多いということで、仮設住宅の防寒対策など住環境の整備をしてまいりたいということでもあります。

150 ページ、産業の再生及び創出というところでは、まず観光でありますけれども、磐梯山や猪苗代湖などの豊かな自然を生かした自然体験や農業体験を柱とした体験型観光の振興に取り組んでまいる。その下であります、歴史的に価値のある施設や主要観光施設を活用とともに、大河ドラマ「八重の桜」放送を契機とした歴史的・文化的資源を生かした観光振興を図ってまいりたいということでもあります。

それから、一番下、再生可能エネルギーでありますけれども、地熱発電、小水力発電、木質バイオマスなど、会津地域にはこのような豊富な再生可能エネルギー資源がありますので、これらを活用して普及を促進してまいりたい。それから、会津大学等の研究・シーズを生かしてスマートタウンの実証事業などをしてまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、復興を支援する道路網の整備というところで、浜通りと会津地域を結ぶ磐越自動車道の4車線化、中通りと会津を結ぶ国道118号の整備、それから、会津の縦軸であります会津縦貫道の整備、これらに取り組んでまいりたい。併せて252号、289号、400号、401号などの整備を進めて、災害に強い道路ネットワークを構築してまいりたいということでもあります。

それから、会津では23年7月に新潟・福島豪雨災害がありました。これの災害復旧を進めてまいりたいということでもあります。

早口になりましたが、説明は以上であります。

うかつにも私、進行役をやっていて、もう2時間半近くになりますけれども、5分ぐらい休みますか。このまま突っ走ってよろしいですか。わかりました。それでは4時をちょっと回ってしまって、何分ぐらいになるかわかりませんが、もうちょっとお付き合いいただきたいと思えます。

それでは、今の地域別構想、地域別の取組みについてご意見を賜ります。よろしくお願ひします。

お願いというかちょっと気になったのがあるので2点申し上げます。

113 ページ、122 ページ、127 ページ、医療の復興のところ、要は相馬地区といわき地区には医大のセンターと連携した施設をつくと書いてあります。ところが、双葉エリアには実はそうは書いていないのです。それだけを考えると、医大に放射線のセンターができて、2つ目にそういうセンターをつくるのかなというイメージなのですが、大野病院と何とか病院の統合を進めるというのは双葉のところに書いてある。

議長

星北斗委員

本当にそんなことでいいのかなという感じです。これは多分、病院といいますか、それぞれの自治体がそういうセンターなり医療拠点を綱引きをしている結果がこんなふうになったのかなと思うのですが、浜通りは実は上と下、つまり相馬地区といわき地区と双葉というのは三位一体といえれば三位一体で、今、たまたま双葉地区は避難しなければいけないという地区に入っていて、復興がなかなか難しいという状況でこういう書きぶりなのかもしれませんが、双葉についてもう少し突っ込んだというか、それこそ拠点中の拠点は双葉につくるべきだということくらいのことであってもいいのかなと思います。書かれていないというのは、公立双葉准看護学院というのが今募集停止になっています。警戒区域の中にあるものですから。こういうことも、では、これが解除になった後にどうするのか、地域で働く人材の確保みたいな観点からいうと、むしろ本当に安全だというなら、双葉地区にもう少しみんなで力を合わせて教育の拠点をつくるのだというようなこともあるかもしれません。

あと、総合的なといいますか、除染に関するセンターとかアーカイブとか、いろいろな話が出ていますが、そういうものについては一切どこに置くかということを書いていない、掲げていないのです。医大にそういう放射線に関する医学・医療に関するセンターをつくるということだけが書かれている。ですから、何となく、先ほどの話の続きになりますけれども、要は決まったことというか綱引きが済んだようなものだけがぼろぼろ書かれているような印象をめぐえないです。

私はあまり何度も言うつもりはありませんけれども、こういう研究機関とか、病院もそうですし、除染や、先ほどのベクレルカウンターみたいな話もそうなのかもしれませんが、やはり、環境の話は環境、食品の話は食品、農作物の話は農作物、医療は医療というようなことでばらばらにしておくと、省庁的にいうとそうなのです。自分たちの天下り先が必要なので、きっとそれぞれの省庁がそういうセンターをつくらうと思っているのだと思いますけれども、受ける側からすると、あるいは県民の安心という観点からすれば医療が中心ということになるかもしれませんが、建物が1つでないにしても総合的に運用されるべきで、それは県内のある特定の地域に偏るべきでもなくて、県内の県民の健康という観点からすれば、県民健康調査みたいなものについても、やはり拠点のようなものが必要なのだろうし、もう少しアイデアを、この地域別といいながら全県のネットワークなり全県の組み合わせ、全県の組織立てというものをもうちょっと議論してもいいのかなと。つまり、これは地域計画といいながら、実は、今決まっているある部分、目先のついたことだけが書かれていて、そういう意味では、みんなで力を合わせて頑張ろうという気持ちにさせてくれないとても残念なものだと思います。

研究機関などが、会津のものも含めてですけれども、力を合わせられるような、そして、省庁の壁を越えて協力できて、それが放射線災害からの復興、あるいは情報発信、あるいは情報の集積、あるいは安心の源になるような、そういう県全体としての取組み、そして、それがどういうふうに地方の中に分布するのかというような観点で見ると、いかにもつまらない地域計画になっているので、ここは

もうちょっと議論してもいい、時間をかけて議論すべきで、医療のことだけ取り上げたって、私はまだまだ議論すべき余地があると思います。第1版はこれで行くというのならこれで行くという話になるのかもしれませんがけれども、いかにも議論不足。でも、前回の話のときには、つまり分科会のときには、これ自体提出されていませんので、我々も初めて見るのです。という意味でいうと、ここの議論をあまり掘り下げるといよりは、もう一回ここをきっちりと見て、もう一回、県全体の計画という最初の109ページまでのところも、見直すべきところ、考え直すべきところが出てくるのではないかと、私は正直そのように思いました。そういう意味で、もうちょっと踏み込んだ議論ができるような準備を県の側にもしてもらいたいし、我々も準備する必要があるのかと思います。

以上です。

議長

今、ご指摘のように、この地域別の取組みについては、今日皆さんにご提示していて十分な議論ができない、多分そうだと思います。そうだとすれば、皆さんのほうで今日説明を受けました。それで、皆さんのご要望等、意見等があれば、今日の時間を延々とやるわけにいかないでしょうから、どこかで事務局のほうに皆さんのご意見をお寄せいただく、それを次の機会のときに修正したものを提示して最終確認をする、こういう段取りにしたいと思います。そんなことを事務局のほうで受け止めていただけていいですね。そんなつもりでありますので、今日どうしても言いたいことがあれば、またお話を伺うことにします。

東委員

東ですけれども、ここにいらっしゃる方はあまり浜通りの方がいらっしゃらないので伝わっていないような気がするのですけれども、まず一番に、いくつかのことにしてもものすごくできそうにないなということが明らかにいくつかある。例えば、Jヴィレッジの再開なんて多分10年間では無理だと思うのです。あそこが拠点で今一生懸命やっているのですから。だから、これを地域の人が見ると、これはできないでしょうとかというところがいくつかあるように思います。

それで、一番は、新しい産業の中で、全く書かれていないのですけれども、恐らく廃炉に向けた産業というものをどうするかということを本来非常に考えるべきだと思います。これは恐らく数十年単位で続いて、ものすごく多くの人が出てきて大きな産業になるので、単純に原子力発電所にかわる雇用の創出というものが再生可能エネルギーというのですが、再生可能エネルギーも多分動き出すのに10年はかかるだろうと。そうしたときに、その手前で、いろいろな小さな再生可能エネルギーもあるのですが、恐らく一番最初にできる産業というのは本当は廃炉産業であって、それに関して多くの人が集まってきて、それをある程度県の中の一つのビジネスに持っていくということがこの中に全く書かれていないと思うのですけれども、それは重要な要素なのではないかと。

それから、再生可能エネルギーに関していえば、例えば浮体式風車でも多分10年ぐらいかかると思うのですけれども、いろいろな委員会で話しているときに、世界初でとんでもないものができる让世界の人が見に来るわけです。そういうのも全く今までになかったようなところがある。だから、いろいろな地域ごとで、まだここに載っていないようなところで、まだまだ検討する必要があるのか

などは思います。

これは分科会でも話したのですけれども、10年間のビジョンだからといって、今、一瞬につくる必要はないのではないかと。ある程度手書きでつくる意見で、必要なものはそうだけれども、ある程度10年先までここに入れておかないとすべてずっとやってもらえないというので、どんどん、どんどん増えていって、さっきの意見でちょっと言えなかったことの一つは、増やしたプランはあるのだけれども、どのくらい減らしたプランがあるのかと。減らしたプランがなければ、当然、新しいプランは候補に挙がらなくなってきて、いろいろな形でもできないし、さっき瀬戸さんが言われたように、僕も福島県は、この予算は要らないからかわりにこの予算をくれという交渉を本当に今までしてきたのかなというのがすごくあります。

だから、この点も含めて、この次までに、今思ったのは廃炉に関してのことと、10年といわずに、やっぱり少しタイムスパンを区切ったような地域別の内容の項目があるといいなと思います。

議長

後半のことは全体をとおしてですね。次のところで議論しますが、「実現に向けて」というところは、本当にこれをもう少し、出発はこうだとしても、3年とか5年とか刻みの部分で見直しをしないと、事態がどう変わるかわからない部分もあるので、そこいらのところが「実現に向けて」だけではなくて、見直しをすることを含めた進行管理というものがすごく重要になってくると思いますので、最後のところはそんな書きぶりをする必要があるし、最初のところで、今、東さんが言われたようなご指摘を入れておく必要があるかもしれませんね。廃炉とかそういう指摘はとても重要な、廃炉産業ですか、重要だと思います。ありがとうございました。

星北斗委員

私ばかりしゃべって申しわけないのですけれども、これ、実は今日は配られていないのだと思いますけれども、皆さんのお手元には届いているのだと思います。「第1回復興計画検討委員会における委員意見に対する回答」、この紋切り型の回答というものは、これは私は記録に残すのは非常にいいことだと思っているので、今日は今座長がおっしゃった進め方をするのであれば、前回やったようなやり方できちんとペーパーを出して、本日の意見についても、まず考え方を整理していただく。これは庁内の多分つくるペーパーだと思うので、二度手間にならないと思うのです。ですから、それはぜひともつくって委員に返していただくことと、公開してもらいたいと思います。議論自体公開しています。議論の内容は我々言いつ放しになって、議事録は出ますが、それに対して県がどう対応したかというのはこれを見ると一目瞭然で、意見として伺わせてもらいますというようなものを含めて書いてあるのです。これを見ると、誰が何を言って、県はそれに対してどう答えたか。これは10年後、20年後に検証すべき資料としてとても大事だと思うので、これを公開をすることをお願いしたいと思います。

議長

ありがとうございました。

地域別構想のところ、また何かコメントを事務局のほうからいただきたいと思いますが、ここの部分で、栗原さん、お願いします。

栗原委員	<p>「教育環境等の整備」というものが各エリア別にあるのですけれども、ここで、まず「県立学校について」と頭に入っています。私立学校については何も検討しないのかということになってしまいますので、ぜひ、そのあたりも含めて、ここにコメントをしていただきたいなと思います。</p>
議長	<p>いろいろなところで今までのご指摘があったように、医療機関もそうなのですが、大学もそうだし、何かそこいらがどうも公共的なところで立てられているなという印象を与えているということについて、もうちょっとお気をつけいただきたいと思います。</p> <p>ほかにかがですか。</p>
藤原委員	<p>人材の育成というところなのですが、やはり、これは載っている地域と載っていない地域、あとは載っている地域が全部テクノアカデミーということで、人材育成するのはここだけではなくて、幅広くいろいろな産業、いろいろなところで人材を育成して、この福島の復興のためにどのように役立てるか、そのような人材を育成していくということがすごく重要になってくるのではないかと思います。また、この人材の育成のところについてはすべての地域において必要になってくるのではないかなと思っています。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>清水さん。</p>
清水委員	<p>元JRだったので鉄道の関係について申し上げますけれども、インフラの中における鉄道の位置づけをもう少し強められたらよろしいかと思います。しよせんJR東日本や国がやることなのですから、JR東日本や国が単なる採算性の中でやるということではなくて、地域に根差した鉄道をどうやってつくらせるかという意味で強く発言をしたほうがいいことはたくさんあると思います。</p> <p>特に、これから高齢化社会を迎えて鉄道の重要性が上がってきますし、観光においても、特にシニアの方々が増えてきていますから、非常に鉄道の重要性が高まっています。そういう観点からいいますと、はっきり言って福島県の浜通りと会津は鉄道における極めて非常に後れた地域になってきています。高速鉄道体系からかなり置いていかれているということです。あちこちで新幹線がつながりまして、観光においては非常に今、九州だとか青森だとか、あるいは北陸だとか函館だとか、そういったところが多分相当出てくるかと思いますが、そういう中で、非常にいろいろな資源もありいろいろな材料もあるこの福島県内に置いていかれる可能性が非常に大きいというふうに私は危惧をしております。</p> <p>そういった意味で、さっきの12番のプロジェクトについても、全く鉄道の記述が、目指す姿とかプロジェクトの内容について鉄道の記述がございませんけれども、これはJRのほうから見ますと、福島県はしよせんそんなに強く要望していないからあまり力を入れる必要はないというふうに受けざるを得ません。ですから、そういった意味で、きちんとこれは要求されたいいいし、このプロジェクトの中に只見線が入っていないと、只見線のほうは会津に入っていますけれども、廃止をしたがっている一部の人から見ると、これはやはりまずいと。しっかりと要求すべきものは要求したほうがいいというふうに思います。</p>

そういった意味で、あと地域別の中身につきましても、いろいろ高速交通体系のネットワーク化という意味で具体的にいろいろ出されたらいいと思います。さらに言えば、今回の復旧・復興の過程でも、磐越西線、貨物列車を廃止したところが、最終的にオイルの輸送で非常に役立った。そういった意味での復旧・復興の大きなツールにもなったわけですから、そんなことも含めて、既存の路線を鉄道事業者の採算性だけで判断させない、地域にとってここが必要なのだといったところをしっかりと掲げないといけないのではないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長
金子委員

ありがとうございました。

金子です。

相馬エリアのところで、大分、松川浦とか原釜、あの辺一帯の漁場が変わったのではないかというふうなご意見を早いうちから聞いていたのですが、こちらには海水の調査というものが全くまだ書き込まれていないのかなと思う点で、このままの状態を防波堤をつくってしまったら、海水が全く対流しなくなって、今までの漁場とは全く同じようにはいかないのではないかと、いろいろな地元の意見を聞いていますので、せっかくの機会ですから、きっちり海洋調査も行っていただけたらなと思います。

議長
川上委員

ありがとうございます。

川上と申します。

いろいろとお話を伺って、先ほども東先生のほうから浜通りのほうで詳しい人がいないとかそういう話がありましたけれども、1つ僕は確認しておきたいのは、この内容についてはそれぞれの関係する市町村との話し合いみたいなこと、意見を聞くような機会というのはあるのでしょうか。やはり、現場主義で取り組んでいただくということが一番重要ですし、方向的には、我々自身、全体的な話ではできても、地域的な話になればどうしても話ができないといいますが、わかっていないところも結構ある。そういう意味では、やはりそういった部分を配慮していただく必要があるのかなということをおもっておりますので、その辺のところをちょっとお聞かせいただければと思います。

議長

最後のことは、この復興計画策定の手順の話だとか、そこが含まれていますので、今の川上さんのご質問を含めて、事務局のほうで、これまでのご質問やご意見についてコメントをいただけますか。

復興・総合計画課長

それではお答えいたします。

もう不可能なのではないかということも含まれている、まずやらなければならないのは廃炉に向けた産業であるとか、再生可能エネルギーで人がいっぱい来るので、それについての検討だとか、いろいろ東先生からもいただきました。すべて検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、私立学校に関するコメントであるとか人材育成に関するものについて抜けているのではないかという話もありますので、改めて検討させていただきたいと思います。

鉄道についてもしかりであります。松川浦についてもしかりであります。

議長	<p>市町村の意見を聞く機会があるのかということにつきましては、今後、市町村と説明会みたいなものをして意見を聞く段取りにしております。</p> <p>以上であります。</p> <p>それでは、この2つ目のくくりについて、ちょっと早めに切り上げて恐縮なのですが、これ以外、今までの意見以外に、皆さんのほうでご要望があれば、一段階目の内容を含めて、地域別の取組みについてもご意見があれば事務局のほうにお寄せいただく。それを次回までに、事務局のほうでどう対応したのかということも含めて、星さんのほうから強い要望がありましたので、そういうことを含めて、次回に提示をさせていただく、こんな扱いにして、最後の「実現に向けて」というところに移らせていただいてよろしいでしょうか。</p>
栗原委員	<p>1つだけよろしいですか。堤防の高さ、8.7mと7.2mというのが出てきているのですが、これは「頻度の高い津波や高潮波浪を考慮して」となっているのですが、この間のレベルの津波が来たらこれはもたないですか。もたないとしたら、当分来ないだろうという考え方なのか、どう対応されようとしているのか、そのあたりをちょっとご説明いただきたいなと思います。</p>
議長	<p>わかりました。この点は土木のほうからお答えいただいたほうがいいでしょうか。今度の堤防の高さについてお願いします。</p>
土木部次長	<p>土木部次長の遠藤でございます。</p> <p>報道等ではコメントされているのですが、今回の津波に対応するということになると、10mとか相当な規模になります。これはB / Cという費用対効果からすると、これはどのようなものかということもあわせて、全国的に学識者が集まりまして、岩手、宮城、福島、それから茨城に関係する海岸部のシミュレーションを行いました。レベル1、レベル2ということで、当面、100年ぐらいの津波あるいは高潮に耐える堤防の高さ、あるいは、今回のレベル2としての千年に1回ぐらいの津波に耐える高さ、それを検討しまして、レベル1については高潮とよくある津波の高さと高潮、それを比較して、福島県の海岸は双葉を除きまして、北と南のほうで7.2、そして、中ほどのところは津波のところが大きいということで8.7ということで決定されたものでございます。</p>
議長	<p>以上です。</p> <p>要するに、今回の方針は政府のほうはレベル1、レベル2を想定しながら、今回はレベル1で行こうということになっていて、もちろんそれだけではレベル2に対応できませんので、いろいろな複合的な防御だとかいろいろなことを考えていこうではないかというようなこともいろいろ提起をされています。その案が今示されていますので、もしこれについて、いや、もっとやはりレベル2で行くべきだとか、ご意見があればお寄せいただくということで、この点は区切らせていただいてよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。</p>
復興・総合計画課長	<p>それでは、最後の議題に移らせていただきます。大分時間が経過して申しわけありません。3番目の「復興の実現に向けて」、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、続けて説明させていただきます。</p> <p>153ページになります。「復興の実現に向けて」ということで、まず1つ目、市</p>

町村との連携ということであり、市町村が必要とする権限の移譲と財源の確保に努めます。それから2つ目であり、市町村に対する迅速かつ確かな人的支援を行います。それから3つ目、地域の実情に合う復興になるために、市町村と連絡調整を密に行ってこれを進めますということであり、

それから2つ目、復興に係る各種制度の活用復興特区制度の活用ということで、まず復興特区制度、これは今、閣議決定したところまで進んでおりますけれども、この復興特区制度をできるだけ活用するとともに、市町村が復興特区制度を有効に活用できるように支援も行います。2つ目、原子力災害からの地域再生等に関する特別法、これを今、国のほうに要求をしております、これに基づいてこの法律に基づく特例措置を活用して復興計画の推進を図ってまいりたいということであり、

そのほか、3番、国への要請ということで、市町村はじめ県内のあらゆる力を結集してさらなる予算措置や法的措置を国に求めていくということにしております。

それから4つ目、民間団体や県民等との連携ということで、地域住民等の意見の聴取をしながら進めてまいりたい。併せて、逆に情報の発信をしながら復興を進めてまいりたい。それから、委員会の中でも何度かお話をいただきました民間資金をはじめとする民間の力の積極的受入と活用ということで、民間資金の活用などに取り組んでまいりたいということであり、

5つ目、実効性の確保ということで、計画の進行管理、毎年度、計画どおりに実施されているかどうか点検をして評価を受けてまいりたい。それから、評価結果や社会経済情勢の変化を踏まえて進行管理を行っていきたい。そしてわかりやすく公表してまいりたいということであり、

2つ目、復興に向けた取組みの重点的対応ということで、重点プロジェクトに盛り込んだ事業を重点事業と位置づけて、財源の優先的な配分などによって取組みを強化してまいりたいということであり、

それから(3)であります。これは先ほどもご意見をいただいておりますが、復興計画については柔軟な見直しをしてまいりたいと思っております。最初のところでもお話を申し上げましたが、原子力発電所事故は収束しておりません。この収束状況や避難区域の変更などを踏まえ、重点プロジェクトや復興のための取組みなどについては加除・修正など、適時、柔軟に見直しを行いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

ありがとうございました。

「実現に向けて」というところについていかがでしょうか。星さん、お願いします。

ここはとても大事なところだと思うのですが、いくつか意見があります。

1つは、例えば154ページの国への要請ということで、原子力災害については国に全責任があると書いてありますが、本当なのかなと。イデオロギーの話ではなくて、今後のことを考えたときに、私たちはしっかりとその辺は考えなければ

議長

星北斗委員

いけないのだろうと思います。

というのは、次の情報の発信のところにありますけれども、県内外、今度は福島県の復興のために、あるいは原発災害からの復興のために、全国の皆さんに増税という形になるのか、ある種の負担をお願いすることになります。それについてのある種の自分たちにとっての矜持というか、やはり、かわいそうだからやってくれてあたりまえではないか、国に責任があるのだからやってくれてあたりまえだ、ではない、やはり自立的なといいますか、自分で立つほうの自立ですが、そういう決意がやはり盛り込まれていなければいけないのだろうと思います。

その意味で、先ほどの瀬戸さんの発言に戻るのですが、やはり国に対して要請をしていくということだけではなくて、国から押しつけられそうになったものについてはちゃんと回避をする。県民第一で考えていくのだ。そして、最後の柔軟な見直しのところは、避難区域が変わったからとか収束の計画が変わったからというようなことではなくて、事の重大性の基本的な考え方が明らかになった、あるいは国から押しつけられた施策よりも先にこっちのほうが大切だというようなことも柔軟な見直しの背景として入れておいていただかないと、結局これは何を意味しているかということ、国に責任があるのだから国にお願いしてお金をもらってくるのだと。だから国の言うとおりにお金を使って、原発災害が収まる様子に合わせて少し見直すというくらいにしか私には見えません。さらに、ここには県民の総意として、この計画に基づいてみんなの力を出し合って復興していくということについて、もっとしっかりとした書き込みと、ある種、国とのスタンスの違いや国との関係についても明確に記すべき部分は記すべきだと思います。

見直しについても、今申し上げたとおり、単純に警戒区域や原発災害の収束が見直しの要因であってはならないと思います。施策としての順位の問題や、あるいは、始めてみたけれどもやはりこれはだめだといったときに、「柔軟に」というのは、まさにそのときにやり直せるようなことにしておかなければ、手をつけてしまったものは、使えないのがわかっているのに最後まで作り続けるようなことにならないような意味での柔軟性がここにきちんと表現されることを望みます。

ありがとうございました。

これも後ほど事務局のほうからコメントをお伺いすることにして、ほかの方々のご意見を承ります。

この中で、情報の発信が非常に大事な項目だろうと思います。特に、これから産業復興の上で、やはり風評が今後長期化していくというおそれがあるわけで、そうした意味で、観光とか、あるいは県産品などを考えていくと、やはり情報の発信をどうしていくか。福島県外の人たちは驚くほど福島県のことを知っておりません。これは、いろいろな県外の会議をすると本当につくづく痛感するのですが、そういう意味では、この情報の発信、当然、民間の団体がやるのですが、場合によっては先ほどの重点プロジェクトに、10年間のスパンで考えるのであれば、それに取り上げるくらい、情報の発信というものをどうするか、これは戦略的に考えていく必要があるのではないかと思います。

議長

本田委員

議長
星光一郎委員

どうもありがとうございました。

星光一郎といいます。

これは非常に単純な質問ではあるのですが、「復興の実現に向けて」、各種制度の活用ということで、復興特区制度をたくさん活用して復興につなげていきたいというふうに書いてございますが、これは、市町村が59だとすると、59の特区があっても別に構わないということなののでしょうか。また、複合的に工業的な特区であるとか農業的な特区であるとか、そういうふうなところでテーマがかぶさっていても構わないということなののでしょうか。復興特区というものが、ある意味では徹底的に抑え込まれてしまうのか、どこでもそれをやっていいというか、やらせてもらえるというか、やりたいというところの調整がつけばそこで始まって構わないものなのかどうか、ちょっと教えていただきたいということが1つ。

もう1つ、意見としては、本当に一番最後の柔軟な見直しというところを強く私も申し上げたいと思います。これはたくさん実際の計画というものが微細にわたってたくさん出てまいりました。これを計画を進行するにあたってというところでいうと、何から始めてどういうふうにするに有機的に時期とかが一緒になったら一番効率的に、また必要なところにどんどん、どんどん、復興が加速化していく。具現化して、復興が大分進んだなというふうなことが、住民の人たち、また県外の人たちから見てもわかるようにするためには、その各市町村との調整というものがとても大事なところになってくるのだと思います。

そういう意味で、こんなふうな福島県にしたいというふうなことをこれについてうたっておりますけれども、その地域をこういうふうにして活性化していきたいというところには、こんな案があるという部分と、そのうちでやりたいというふうなところというのは、大分話をきちっと詰めないと、こちらからこれをやってくださいとか、これはそっちのほうがいいですよとかというところで、受け入れる、受け入れられないというふうなところの齟齬が出てきたのでは困るなと思いますので、県としてのまとまりと市町村に下ろしたときにその市町村でやってくれるかどうか、この調整を非常に見ていただきたいなというふうに思います。

その中で、先ほど言いましたように特区というふうなもので、自分の市町村は今後こういうふうにしたいのだというふうな話が出てくるのでしょうから、その部分、先ほど言いましたように、意見を次の回までに出すというふうなことになるわけですが、どこで何をするとというふうにイメージがわくアイデアもあれば、こういうふうなものをどこかでやったほうがいいのかというものもあったりするのだと思うのですが、そういうふうなところは、何か形をもっとしっかりして出したほうがいいのか、そういうふうなところに対してご指導いただければということ、もう一つお願いしたいと思います。

以上です。

議長

質問の部分がありました。この復興特区というのはどんな運用ができるのだろうかという、このご質問についてまず。それ以外はまたご意見というふうに乗ればいいので、その点いかがですか。

復興・総合計画課長

復興特区の話であります。ちょっと細かいところまでは私も今のところこ

議長	<p>でお答えできないのですけれども、基本的には市町村でいくつ出してもいいと。農業について出すならそれでもいいし、製造業について出すならそれでもいい、いくらでも出せるということだと思います。ですので、市町村で1つだけということでは決してないということでもあります。</p> <p>それと、その下に書いてありますように、福島県の場合には復興特区という制度は今回の震災等で全部かわるのですけれども、(2)のところにありますように、それだけでは救えない部分や課題が出てくるので、特別に原子力災害からの地域再生等にかかわる、そういう特別法を用意してくださいというのを福島県から要求しているということがあるので、さらにそこをカバーするような制度を国に要求しているということです、いろいろな枠組みを用意していきたいというのがこの趣旨かと思えます。</p>
岩瀬委員	<p>なお、その運用等についてはまた要望が出されましたので、後ほど何かコメントをいただきます。</p> <p>ほかのご意見を承ります。</p> <p>今、実際の計画について議論されていると思いますが、民間資金をはじめとする積極的受け入れと活用では、例えば再生可能エネルギーで産業を振興して、そこに雇用を生む事業は最終的にはあくまで民間主導です。そこに市場があり、ビジネスがあり、採算性がありで可能となる事業ですので、詳細な事業計画というのは今後立案となります。今回はあくまでも最初の事業性調査(フィージビリティスタディー)であり第一段階のことを述べています。除染や県民の健康管理事業など県なり既存の機関主導で既に事業として定義されているものは、開始していけますが、産業系の事業は今後さらなる事業計画というフェーズがないと実際は動きません。そこは分けてわかるような表記が適切かと思います。</p>
議長	<p>公共からの筋書きだけではなくて、動き始めるところと、民間ベースで動き始めるところがあるので、プッシュするとあとは動いていくところがありますから、そういうところを分けてくださいというお話でした。</p>
清水委員	<p>では、清水さん、ちょっと待ってください。あとご発言をしたい方が何人かおられますか。あとは皆さんに事務局への要望として出していただくということで、切らせていただいてよろしいでしょうか。では、清水さん、どうぞ。</p> <p>今に関連しまして、行政も明らかにやらなければいけないこと、これはもうはっきりしているのですけれども、産業を興すとか、あるいは観光だとか、6次産業化とか、こういった今回大きな柱になっている部分は、県と市町村と民間団体と、それから既存団体と、こういったところが一緒になってやらなければならない部分がたくさんあると思えます。</p> <p>ともすれば、県がやって、それで既存団体に下ろしてしまうということになりますと、多分これは立ち行かなくなると思えます。はっきり言っているいろいろ状況が変わってきていますし、いろいろな意味で弾力的に対応しなければいけないということがありますし、あるいはまた、市町村、地域の方々のご意見、あるいはまた民間団体で、NPOを含めて既存の団体以外のたくさんの方々の意見を吸い上げなければいけないという意味では、従来のやり方ではもう無理であろうとい</p>

うふうに思います。

あちこちで復興まちづくり公社とか、あるいは振興公社とか、新たな場ができ上がりつつありますし、観光においても観光地域づくりプラットフォームとか、6次産業化のプラットフォームとか、いろいろなやつができていますけれども、いずれにしても、官民連携あるいは市町村と県が一緒になってやっていく、いわばそういった場、そういったものを主体としてきちっとつくっていくのだという姿勢が私は必要だろうと思います。

今日のいろいろなご意見、私も拝聴させていただいて、やはりどうも地域と県と民間と、あるいは各種団体との間で、やはり非常に議論が少ないという感じがいたします。ぜひ、そういった議論の場を、こういった政策を推進するにあたって保証していただく、そういった形で産業をみんなで作りに上げていくといった、そんな表現がこの中にあったらいいのではないかと私は思います。

ありがとうございました。

先ほど中座をされた石森さんのほうから、時間がないので文書で、後で事務局に送付させていただくということと、この4番の「復興の実現に向けて」は特別に大切な章であり、復興計画の前文にしっかりと打ち出すべきではないかというコメントを預けていただきました。

それから、これで仕切らせていただくといいながら、僕自身が、ちょっと今の清水さんのお話を聞いて思ったのは、やはりこの復興計画を誰が動かしていくのかというところが、お役所にお任せという雰囲気ではまずい。この点はいろいろ議論があった。となると、4番に例えば書かれているように、地域住民等の意見の聴取は必要かもしれない。しかし、住民も同じ土俵に上がるという、今、清水さんからプラットフォームという表現がちょっと出てきました。この計画を全体に動かしていく、一緒に土俵に上っていただいて、俺たちができることはこれなのだ、役所は、県庁は、これをやってくださいというような、意見の聴取にとどまらないような、それぞれがやはり汗をかくというような、そういう役割分担を確認できるような土俵、一般的にプラットフォームといわれますけれども、そういう部分を用意しないと、あるいはそういう当事者意識をつくっていかないと、やはり県にお願いね、あとは不満をぶつぶつ言うということになってしまいそうなので、その工夫は必要かなと思います。私はまた改めて事務局に要望を出します。

ということで、この3の部分もここで仕切らせていただきます。今までここについてもいろいろなご意見がありました。これについて事務局のほうでコメントがあればご説明ください。

さまざまなご意見をいただきました。持ち帰って検討させていただきたいと思います。

ただ、1点だけ、風評の情報の発信の観点でご質問がありましたが、これについては重点プロジェクトの15ページだったと思いますが、きずなの中の「ふくしまにおける復興へ向けた取組みや情報の発信」の真ん中のところで、テレビ、インターネットなどあらゆる媒体を複合的に活用して国内外へ向けた発信をし

議長

復興・総合計画課長

議 長	<p>ていくというところで、一応は入れていて、この中で情報の発信、風評被害の防止などを考えていきたいとは考えておりましたが、併せて検討させていただきたいというふうに思っております。</p> <p>以上であります。</p> <p>それでは、繰り返しになりますけれども、今日、1、2、3段階に分けてまして、それぞれ時間を区切らせていただいて、不十分だった点があるかと思えます。その点は事務局のほうにお寄せいただいて、それで、最終的に検討したものを次回の検討委員会でまたもんでいただく、こういう段取りにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長 復興・総合計画課長	<p>< 5 その他 ></p> <p>それでは、最後に「その他」ですが、何か事務局のほうでございませうか。</p> <p>それでは、まず最初に今ほどいただきました各委員からの意見でありますけれども、大変忙しいところ申しわけないのですが、16日を目標に意見をいただければ非常にありがたいと思っております。様式は特に示しませんので、ご意見があれば16日までいただければ幸いです。よろしく願いを申し上げます。</p> <p>それから、次回の日程であります。11月25日、来週の週末になりますが、11月25日金曜日、午前中10時から杉妻会館のほうで開催をしたいと思っておりますので、日程の調整、確保をお願いしたいと思います。よろしく願いを申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、そのような事務局のほうで皆さんのご意見の取扱い、次回の復興計画検討委員会の日程のご説明がありましたので、最終的には次回取りまとめをして、それをパブリックコメントにかける原案にしていきたい、そんなふうに思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。</p> <p>私の不行き届きで大分時間を超過いたしました。しかし、最後までご協力いただきましてありがとうございます。</p>
司 会	<p>< 6 閉 会 ></p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、第2回福島県復興計画検討委員会を閉会させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>

(以 上)